

第3回三重県一般海域管理条例(仮称)あり方検討会

事 項 書

日時：令和7年12月24日(水) 10:00～
場所：JA三重健保会館 3階 大研修室
(web併用)

- 1 第2回あり方検討会、及び第3回連絡調整会議の意見について
- 2 三重県一般海域管理条例(仮称)の制定について
- 3 その他

1 第2回あり方検討会 及び 第3回連絡調整会議の意見について

第2回三重県一般海域管理条例(仮称)あり方検討会

議事録

日時：令和7年10月23日(木) 13:30～15:30
場所：JA三重健保会館 3階大会議室(web併用)

1 放置船対策について(非公開)

2 第1回あり方検討会、及び第2回連絡調整会議の意見について

別紙1のとおり

3 三重県一般海域管理条例(仮称)の制定について

別紙2のとおり

4 その他

第3回あり方検討会は12月24日(水)に開催します。

三浦委員:P59について、即時強制が極めて強力な手段で法益侵害が大きく、高度な必要性・緊急性を要するというのは一般的な説明である。

実際に、自治体で即時強制として行われている例で、駅前に放置された自転車の強制撤去がある。必ずしも高度な必要性、緊急性を過大評価していることにはならないと思うので、水域で放置船を撤去する場合に即時強制を本来用いるべきではないということにはならない。

ただし、条例の中に、所有者が判明している場合は行政代執行、所有者が不明な場合は即時強制という2つの制度が併存することには疑問がある。

事務局：行政代執行と即時強制の併存は難しいと考えている。所有者判明、所有者不明、所有者のない場合に分かれていくと思うが改めて相談させていただく。

三浦委員：他の自治体では東京都等の放置船舶対策条例があり、行政代執行手続きに乗せないやり方を規定しているため参考になるのでは。

この条例では、所有者がいる船舶について、移動を指導し、従わない場合は警告を行う、それでも従わない場合は実力行使という段階を踏んでいるが、これを代執行と見るべきではないと考える。

所有者が確定している場合、言い方は慎重にしなければいけないが、即時強制の手続的に乗せていくやり方も1つかと思われる。

事務局：放置自転車の条例は各自治体であり三重県の市町もある。法律に基づいた条例だが、法律がない状態で条例において即時強制を定めることになってしまう。

三浦委員：放置自転車の条例で即時強制をすることは、法律ができる前から行っている。

三浦委員：海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の中で、再エネに関係ない工作物の設置や占用を行う場合は、一般海域管理条例の定義から除外しているから手出しできないのか。

事務局：そこまで考慮できていなかった。

三浦委員：土石採取など一時使用も占用の対象とするのか。

既存の規則では、国有財産法に基づき国有財産を法定受託事務で管理していることになる。条例を制定する際に、既存の規則との関係性はどうなるのか。

事務局：現行の規則は国有財産法に基づいているが、規則を改定し条例を制定する。

三浦委員: 占用許可基準で、生態系や環境の保全に影響を及ぼすかどうかの判断はどのようにするのか。広島県や愛媛県では諮問機関(海域環境審査会)で専門家へ判断を仰いで許可判断へしている。

事務局: 広島県では審査会を開催することができるという条文になっている。海上レストラン等の判断が難しい事例の場合に、審査会を開き判断を仰いでいる。

事務局: 条文の中において、環境配慮について審査会へ諮るべき旨を盛り込むべきか。

三浦委員: 条例の目的に環境保全を盛り込み、占用許可の要件としても環境保全を盛り込む。環境保全上支障がある場合、占用許可を出さないという判断も必要になるわけだが、県職員が単独で判断できるのか。環境の専門家が県にいれば別だが、おそらくないので、専門家の意見も取り入れていくべきなのではと思い意見申し上げた。後日意見申し上げる。

西澤委員: 行政代執行と即時強制の区分けについて、横浜市放置船対策条例の関連で横浜地裁9月17日判例があり、即時強制の要件を示している。

『鹿児島大学教授 宇那木正寛 自治体法務研究 2019・春 102頁～104頁 空家対策と代執行②』

西澤委員: 一般海域等の中に、一般公共海岸区域や海岸保全区域等の海岸法が適用される範囲が含まれているが、条例で定められている占用許可や行為許可等について、海岸法に抵触しないのか。海岸法で水域については規制をしないといっているにも関わらず、条例で規制することは問題ないのか。

事務局: 海岸法の占用を必要としている一般公共海岸区域や海岸保全区域の範囲は公共海岸(陸域)となっている。一般公共海岸区域や海岸保全区域の水面については、占用許可を必要としていないので海岸法に抵触しないと考えられる。

西澤委員: 海岸法は海岸(陸域)の保全などを目的としており、条例は海域の保全などを目的としているため、対象・趣旨・目的が違うという論法で問題ないのか。

三浦委員: 海岸法との抵触について、目的違いもありうる。海岸法が水面への規制をかけていないことの趣旨も考える必要がある。

海岸法が水面の規制をしていないことの趣旨が、完全な自由に委ねているのか、あるいは一切の規制をかけるべきではないという趣旨なのかが法律と条例の抵触問題のポイントになる。

海岸法については、一切の規制をかけるべきではないという趣旨ではないと思われる所以法律には抵触しないと考える

三浦委員:しかし、海岸保全区域の場合、海岸保全施設がある場所で占用許可の波及云々の問題になると、かえって海岸法の運用の妨げになることも考えられるが、県が海岸法と条例のどちらの許可もするためこの問題は起きないと思っている。

事務局:整理して第3回までに回答する。

植地委員:占用許可基準について、「利害関係人の意見書の写し」を必要としているが、「利害関係人」は「漁業権者」という認識でよろしいか。

個人免許がある場合や複数ある場合があり、利害関係人が誰にあたるのかの判断はどうするのか。

事務局:優先的に利用されている方すべてが対象かと思われる。そのため、個人であろうと共同漁業権であろうと、すべての漁業権者だと思われる。実際の運用については検討する。

別紙2

葛葉会長:地位の承継や譲渡について、民法に抵触しないか。

こういう権利は譲渡・相続できるのか。あえて、条例で書かなければいけないのか。

西澤委員:民法では、一身専属権を除き原則自由に譲渡可能。開発許可の場合は、許可権者の関与も含めたうえで承継が認められる。

地位の承継の条件として、県へ許可を求めているということか。

事務局:現行の規則や他県の条例でも届出を求めているに留まり、県の許可を地位の承継の条件とはしていない。理由は不明。

三浦委員:行政処分は基本的に一身専属性的なものだと思う。ただし、例外的に承継があるということなので、条例でこの規定を設けることは当然必要だと考える。

相続等で譲り受けがあると思われるが、許可の要件として、許可を受けれる者の属性、例えば、「5年間拘禁刑を受けたことがない者」を要件とすることが良く見受けられるが、この場合届出だけでは済まされないと思われる。後日回答願いたい。

三浦委員:一般海域の範囲について、隣接県との関係はどのようにするのか。

事務局:海保は線引きをしているが、あくまで自分の管内であることを示しているのみで県境という認識ではない。

当初からその問題があり、岡山県の放置等禁止区域はすでに線引きがされているが、都度協議をしていくとのことであった。

放置等禁止区域を設定する時に再度愛知県と和歌山県と調整する予定。条例で規定はしない。

三浦委員:条例の出発点が放置船対策であり、良好な海域の確保や環境保全も含まれており、積極的なイメージがあるが、条例そのものの作りが消極的に感じる。

条例の名称について、国有財産法に基づく管理から脱却して積極的に海域管理条例を作る流れになるので、愛媛や広島では、海を管理する条例といった名称にしており、この条例の名称も少し検討しても良いのかなと思っている。環境保護の方向についてもう少し検討されたうえで条例の中に位置づけたらと思う。

事務局:他都道府県にはない先進的な取組をしたいと考えている。内容の検討を進めるのは当然だが、名称は全体の印象を与える重要な部分だと考えている。我々でも検討するが、より良いご提案等あればご教授いただきたい。

三浦委員：三重県は真珠養殖が有名な英虞湾について、海洋制作本部が海洋基本法に基づく陸域と海との総合的管理についてのモデルケースとして指定されていたと思う。そういう意味で非常に注目されうるところであり先進的な取組も含めて期待されると思われる。

葛葉会長：今日回答できなかった事項については、後日回答してください。

第3回三重県一般海域管理条例(仮称)連絡調整会議

議事録

日時：令和7年11月26日(水) 10:00～12:00
場所：三重県勤労者福祉会館 地下1階特別会議室
(web併用)

1 第2回連絡調整会議、及び第2回あり方検討会の意見について

別紙1のとおり

2 三重県一般海域管理条例(仮称)の制定について

別紙2のとおり

3 その他

- ・条例の名称について、「豊かな海」は栄養面の管理や魚介類の豊富というイメージがあるので条例の目的にそぐわないのでは。
- ・第4回連絡調整会議は、1月～2月に開催します。

別紙1

窪田委員:P27 のあり方検討会の「船舶において占用等の許可を必要とすることで、他県から持ち込まれない対策として有効ではないか」という意見に対する回答として、「法に規定が無いから必要としない」ということであろう。

事務局:港湾法に基づく船舶の水域占用は取っていない状況である。また、一般海域と他の水域との整合性を図る必要があるため、港湾区域と同様の考え方を取り入れるべきだと考えている。

窪田委員:P37 の許可基準に基づき許可を受けた人が許可基準を満たさない人物地位の承継をすることは問題にならないか。許可基準では拘禁刑を受けたことがある人に対して許可しない等の人格に関する事項がないので問題ないということか。

事務局:その通りである。

竹隈委員:即時強制について、保管から売却可能になるまで条例案では3か月、東京都の条例では6か月としているが違いはないにか。

事務局:条例案は港湾法、海岸法の簡易代執行の部分に基づいている。東京都の詳細は確認していない。

竹隈委員:他者の財産に手をつけるにあたって、即時強制の対象の事案かどうかを認定する等の手続きは、他県であるのか。三重県では定めるのか。

事務局:即時強制を規定した一般海域条例はない。岡山県は即時強制としているが、内容は簡易代執行に近い書き方をしている。手続きとしては、指導を行い、命令を行う、これに従わない場合は県が移動させるのという流れを規定する。放置等禁止区域・物件を指定し即時強制の対象とする。

竹隈委員:即時強制を行うにあたり、3か月経過しているからというだけではなく、船の状態や放置された背景等の状況をみて、即時強制の対象にするなど、何らかの手続きを定めておいた方が、耐えられる条例になると思われる。

事務局:即時強制はこのような手続をとる暇が無い場合に行うものである。所有者がいる場合は手続に沿って対応できるが、所有者が不明の場合にも対応できる条例にしたい。必要な事項や手續は規則に定める予定である。

別紙2

窪田委員:当初許可基準を満たしていたが、その後許可基準を満たさない使い方をした場合、例えば、許可申請時は環境に配慮した使い方を計画しているが、実際には計画と違う使い方をしていた場合にどう対応するのか。一般的には許可基準を満たさなければ取消するが、条例案では許可の取消の規定がないので対応できないのではないか。

事務局:検討する。

喚阿委員:一般海域における占用許可の対象範囲はどこまでか。
また、隣接県と跨いで占用許可申請が上がった場合はどうするのか。

事務局:一般海域の範囲は領海(12海里)とされている。

県境については、海保や関係者へ問い合わせたが、決められた境界がないことから事例ごとに隣接県と協議していくことになると考えており、また、協議が必要かどうかではなく、どちらが協議を受けるかが問題になると考えられる。

神原委員:第3条の禁止行為について、「知事が指定した区域内において～知事が指定したものを捨て、又は放置してはならない」とあるが「知事の指定」はいつ公示されるのか。

また、「知事が指定したもの」はどのように決定されるのか。

事務局:県内の地域ブロックごとに放置船対策推進会議を設置し、区域や物件についての議論を進める予定である。

過去から放置艇が明らかに支障となっている4港湾で、行政代執行に向けた放置等禁止区域・物件を指定している。

物件は管理されていない船舶や工作物になると考えている。

神原委員:区域や物件の指定は条例制定のスケジュールとは別で進めていくのか。

事務局:一部の区域は条例制定と同時に決定したいと考えているが、全域となると条例制定後になる。

神原委員:放置艇の占用が第4条第4号の「知事が指定する行為」に該当すれば占用許可の対象となることによいか。

事務局:その通りである。

神原委員:第4条第4号の「知事が指定する行為」は、条例制定と同時に規則で規定するのか、または放置船対策会議等で条例制定後に定めるのか。

事務局:「知事が指定する行為」は発生した都度、規則等で定めていくかを協議ていきたいと考えている。

窪田委員:放置等禁止区域と即時強制の整合性について、行政としてやらなければならない場合に限り強制的に撤去できる規定だと思われる。

事務局:放置等禁止区域の指定は撤去できるようにするというよりは持ち込まれないことを目的としている。管理上支障となる場合や災害の恐れがある場合に即時強制を行う。

窪田委員:即時強制の条文を読むと、管理上支障となる場合や災害の恐れがある場合以外でも撤去可能と捉えられる場合があり、県民から指摘されるかもしれないご確認した方が良い。

事務局:確認する。

以上



<意見>

「立法事実」の観点から、放置船に対する措置以外の条文については条例で規定できないのではないか。

放置船に関する立法事実

- 志摩市からは放置船の解消や条例制定の要望があり、議会からも条例制定や放置船の管理に関する質問がある。
- 現在確認されている放置船について、災害時の二次被害や、すでに燃料油がもれているものもあり、環境・漁業に影響を及ぼすことが懸念される。
- 三重県の港湾区域等では、平成30年度に賀田港(尾鷲市曾根町地内)、令和6年度に浜島港(志摩市浜島町地内)において、行政代執行等により放置船の撤去を行っているが、これらの放置船の多くは、他に水域から安易に船舶を移動し放置されている。
- 関係法令に比べ、規制が緩い区域に移動されることが懸念される。

次のことを規定

- ③禁止行為
- ⑦県の職責
- ⑬監督処分
- ⑭立入検査等
- ⑮罰則

その他の条文（占用等に関すること）

一般海域を適正に管理するために、県として当然必要な条文である。
また、現行の「一般海域等管理規則」は「使用許可」を規定したものであり、「一般海域等管理規則」の規定は、新しく制定する条例でも規定する必要があると考えている。

次のことを規定

- ④占用等の許可
- ⑤適用除外
- ⑥許可の特例
- ⑦許可の基準
- ⑧占用料等
- ⑨地位の承継
- ⑩権利譲渡等の禁止
- ⑪原状回復義務
- ⑬監督処分
- ⑭立入検査等
- ⑮罰則

あり方検討会での意見

海域という公共空間においては、管理者として予防的に一定の行為を規制する条文の規定は可能。



<意見>

「①目的」について、海洋基本法が制定されているこの段階で条例を制定するため、海洋環境や生態保全等を目的にしてはどうか。このことを目的とした場合占用許可基準とも一致していなければならぬ。

海洋基本法

第1条(目的)

この法律は、地球の広範な部分を占める海洋が人類をはじめとする生物の生命を維持する上で不可欠な要素であるとともに、海に囲まれた我が国において、海洋法に関する国際連合条約その他の国際約束に基づき、並びに海洋の持続可能な開発及び利用を実現するための国際的な取組の中で、我が国が国際的協調の下に、海洋の平和的かつ積極的な開発及び利用と海洋環境の保全との調和を図る新たな海洋立国を実現することが重要であることにかんがみ、海洋に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、並びに海洋に関する基本的な計画の策定その他海洋に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、総合海洋政策本部を設置することにより、海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上を図るとともに、海洋と人類の共生に貢献することを目的とする。

第2条(海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和)

海洋については、海洋の開発及び利用が我が国の経済社会の存立の基盤であるとともに、海洋の生物の多様性が確保されることその他の良好な海洋環境が保全されることが人類の存続の基盤であり、かつ、豊かで潤いのある国民生活に不可欠であることにかんがみ、将来にわたり海洋の恵沢を享受できるよう、海洋環境の保全を図りつつ海洋の持続的な開発及び利用を可能とすることを旨として、その積極的な開発及び利用が行われなければならない。



海岸法

第1条(目的)

この法律は、津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、もつて国土の保全に資することを目的とする。

第7条(海岸保全区域の占用)

海岸管理者以外の者が海岸保全区域(公共海岸の土地に限る。)内において、海岸保全施設以外の施設又は工作物(以下次条、第九条及び第十二条において「他の施設等」という。)を設けて当該海岸保全区域を占用しようとするときは、主務省令で定めるところにより、海岸管理者の許可を受けなければならない。

2 海岸管理者は、前項の規定による許可の申請があつた場合において、その申請に係る事項が海岸の防護に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、これを許可してはならない。

第8条(海岸保全区域における行為の制限)

海岸保全区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、海岸管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。

- 一 土石(砂を含む。以下同じ。)を採取すること。
- 二 水面又は公共海岸の土地以外の土地において、他の施設等を新設し、又は改築すること。
- 三 土地の掘削、盛土、切土その他政令で定める行為をすること。

目的には「海洋環境の整備と保全」とあるが、占用許可や行為制限に海洋環境の保全に関する規定はない。





港湾法

第1条(目的)

この法律は、交通の発達及び国土の適正な利用と均衡ある発展に資するため、環境の保全に配慮しつつ、港湾の秩序ある整備と適正な運営を図るとともに、航路を開発し、及び保全することを目的とする。

第37条(港湾区域内の工事等の許可)

港湾区域内において又は港湾区域に隣接する地域であつて港湾管理者が指定する区域(以下「港湾隣接地域」という。)内において、次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者は、港湾管理者の許可を受けなければならない。ただし、公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定による免許を受けた者が免許に係る水域についてこれらの行為をする場合は、この限りでない。

- 一 港湾区域内の水域(政令で定めるその上空及び水底の区域を含む。以下同じ。)又は公共空地(以下「港湾区域内水域等」という。)の占用
 - 二 港湾区域内水域等における土砂の採取
 - 三 水域施設、外郭施設、係留施設、運河、用水渠きよ又は排水渠の建設又は改良(第一号の占用を伴うものを除く。)
 - 四 前各号に掲げるものを除き、港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を与えるおそれのある政令で定める行為
- 2 港湾管理者は、前項の行為が、港湾の利用若しくは保全に著しく支障を与え、又は第三条の三第九項若しくは第十項の規定により公示された港湾計画の遂行を著しく阻害し、その他港湾の開発発展に著しく支障を与えるものであるときは、許可をしてはならず、また、政令で定める場合を除き、港湾管理者の管理する水域施設について前項第一号の水域の占用又は同項第四号の行為の許可をしてはならない。

第37条の11(禁止行為)

何人も、港湾区域、港湾隣接地域、臨港地区又は第二条第六項の規定により国土交通大臣の認定した港湾施設の区域(これらのうち、港湾施設の利用、配置その他の状況により、港湾の開発、利用又は保全上特に必要があると認めて港湾管理者が指定した区域に限る。)内において、みだりに、船舶その他の物件で港湾管理者が指定したものを捨て、又は放置してはならない。

逐条解説 港湾法

第37条の11

本条は、港湾に不要の物件が放置されることにより、港湾の環境が阻害されることを防止するために、港湾区域等に物件を捨てたり放置したりすることを禁止した規定であり(以下省略)



目的には「環境の保全に配慮」とあり、環境阻害に関して禁止行為を規定している。



愛媛県の海を管理する条例

第1条(目的)

この条例は、普通海域の管理について必要な事項を定めることにより、愛媛県の海の適正な利用と環境の保全を図ることを目的とする。

第3条(許可)

普通海域において、次に掲げる海域の使用等をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

- (1) 海域の占用
 - (2) 土石(砂を含む。以下同じ。)の採取
 - (3) 土石の投入その他海底の形状を変更する行為(法令の規定により禁止されている行為を除く。以下「土石の投入等」という。)
- 2 知事は、前項の許可に普通海域の管理上必要な条件を付することができる。

第6条(許可の基準)

知事は、第3条第1項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- (1) 海域の公共性及び公益性が著しく損なわれないものであること。
- (2) 海域の環境保全及び災害防止に十分配慮されたものであること。
- (3) 公共施設若しくは公共的施設の利用又は公共事業若しくは公共的事業の遂行に支障を与えないものであること。
- (4) その他知事が定める基準に適合すること。



目的には「環境の保全を図る」とあり、海域の環境保全に関して許可基準を規定している。



長崎県海域管理条例

第1条(目的)

この条例は、海域の保全に支障を与えるおそれのある行為その他必要な事項を定めることにより、海域の適正な利用を図り、併せて水産資源の保護及び自然環境の保全に寄与することを目的とする。

第3条(海域における行為の許可)

海域において、次に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

- (1) 工作物その他の物件を設置して海域を占用すること。
- (2) 土石(砂を含む。以下同じ。)を採取すること。

2 前項の許可を受けた者は、当該許可の内容を変更しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。

3 知事は、必要があると認めるときは、前2項の許可に必要な条件を付することができる。

4 第1項の許可の期間は、3年以内とする。

第6条(市長の町の意見)

第3条の許可の申請がなされた場合において、海域の適正な利用、水産資源の保護及び自然環境の保全の見地から、当該許可に関する市町の長は、知事に対し意見を述べることができる。

第7条(採取禁止区域等)

知事は、水産資源の保護及び自然環境の保全の見地から、第3条第1項第2号の行為に関し、次の各号に掲げる事項を定めるものとする(砂利採取法(昭和43年法律第74号)第16条の規定による認可を要する場合に限る。)。

- (1) 第3条第1項第2号の行為を禁止する区域
- (2) 第3条第1項第2号の行為を行うことができる者の資格その他採取方法に関する事項
- (3) 第3条第1項第2号の行為に係る各年度毎の採取限度量



目的には「水産資源の保護及び自然環境の保全」とあり、この見地から市町は占用等の許可に対して意見でき、土石採取の禁止区域に指定することができる。



検討結果

「①目的」について、環境の保全に関して、海岸法、港湾法で規定されており、他の水域と同等の目的とするため、環境の保全について規定する。なお、他都道府県では2県で規定されている。

環境保全の手段として、港湾法や2県において禁止行為や許可基準で環境保全に関することを規定しているため、同様に許可基準を規定する。

①目的：修正案

一般海域等の環境の保全及び適正な利用を図ることを目的とする。

⑦許可の基準：修正案

一般海域等の環境の保全又は適正な利用に著しく支障を与える恐れがある等の場合は許可をしてはならない。



<意見>

船舶の定義について、他県でもめている事例があるため、「②定義」において「船舶」を定義したほうがいいのではないか。

岡山県普通海域管理条例

第2条(定義)第1項第2号

船舶 貨物又は人を積載し、自航であるかどうかを問わず、水面を移動するために用いられる物をいう。

港湾法による事例



海岸法、港湾法においては規定されていない。

第37条の11(禁止行為)

第1項

何人も、港湾区域、港湾隣接地域、臨港地区又は第二条第六項の規定により国土交通大臣の認定した港湾施設の区域(これらのうち、港湾施設の利用、配置その他の状況により、港湾の開発、利用又は保全上特に必要があると認めて港湾管理者が指定した区域に限る。)内において、みだりに、**船舶その他の物件**で港湾管理者が指定したものを捨て、又は放置してはならない。

2 港湾管理者は、前項の規定による区域又は**物件の指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。**これを廃止するときも、同様とする。

浜島港の事例

放置等禁止区域

右図の区域を指定する。

放置等禁止物件

- ① 通常の航行に必要な機器又は原動機を備え付けていないことにより自力航行が不可能な船舶
- ② 浸水又は冠水により沈没のおそれがある船舶
- ③ 沈没していると認められる船舶
- ④ いかだ(漁業用は除く)、浮桟橋等工作物



検討結果

海岸法、港湾法においても船舶について定義されていないため、規定することは必要ないと考える。また、放置等禁止物件を指定するときは、その物件を詳細に示す必要がある。



<意見>

「④占用等の許可」の占用の定義はどのようなものか。海岸法においては陸域に占用の概念はあるが水域にはない。

関係法令

港湾法第37条第1項

港湾区域内において又は港湾区域に隣接する地域であつて港湾管理者が指定する区域(以下「港湾隣接地域」という。)内において、次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者は、**港湾管理者の許可を受けなければならない**。ただし、公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定による免許を受けた者が免許に係る水域についてこれらの行為をする場合は、この限りでない。

- 一 **港湾区域内の水域**(政令で定めるその上空及び水底の区域を含む。以下同じ。)又は**公共空地**(以下「港湾区域内水域等」という。)の**占用**
- 二 **港湾区域内水域等における土砂の採取**
- 三 **水域施設、外郭施設、係留施設、運河、用水渠きよ又は排水渠の建設又は改良**(第一号の占用を伴うものを除く。)
- 四 前各号に掲げるものを除き、港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を与えるおそれのある政令で定める行為



第1号について、水域または土地を占用することに関する許可
第2号、第3号について、行為をすることに関する許可

海岸法第7条(海岸保全区域の占用)

海岸管理者以外の者が海岸保全区域(**公共海岸の土地**に限る。)内において、海岸保全施設以外の施設又は工作物(以下次条、第九条及び第十二条において「他の施設等」という。)を設けて当該海岸保全区域を**占用**しようとするときは、主務省令で定めるところにより、**海岸管理者の許可を受けなければならない**。
2 海岸管理者は、前項の規定による許可の申請があつた場合において、その申請に係る事項が海岸の防護に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、これを許可してはならない。

海岸法第8条(海岸保全区域における行為の制限)

海岸保全区域内において、次に掲げる**行為**をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、**海岸管理者の許可を受けなければならぬ**。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。

- 一 **土石(砂を含む。以下同じ。)を採取すること。**
- 二 **水面又は公共海岸の土地以外の土地において、他の施設等を新設し、又は改築すること。**
- 三 **土地の掘削、盛土、切土その他政令で定める行為をすること。**
- 2 前条第二項の規定は、前項の許可について準用する。



第7条について、土地を占用することに関する許可
第8条について、行為をすることに関する許可



第1回連絡調整会議の意見

三重県
Mie Prefecture

河川法第24条(土地の占用許可)

河川区域内の土地(河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。以下次条において同じ。)を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

河川法第26条(工作物の新築等の許可)

河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川の河口附近の海面において河川の流水を貯留し、又は停滞させるための工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者も、同様とする。

※「河川区域内の土地」とは、水域や上空を含む

検討結果



第24条について、土地、水域、上空を占用することに関する許可
第26条について、行為をすることに関する許可

海岸法では、「土地」において占用許可を必要としているが、港湾法、河川法では、「土地」と「水域」において占用許可が必要である。一般海域はすべてが「水域」であるため、港湾法等に準じて「水域」に対して占用許可が必要とする。ただし、「占用」と「行為」が明確になるよう規定する。

修正案

一般海域等において工作物又は施設を設置し占用すること、若しくは一般海域において土石を採取すること、海底の土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更することをしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

第1回あり方検討会での意見

水域での占用の定義は確認しておく必要がある。

占用の定義

占用：施設や工作物を設けて、一般海域の水面や海底の土地を排他的・独占的に占用すること
行為：一般海域の水面や海底の土地で、土砂採取や、施設の工事等の行為を行うこと



<意見>

「④占用等の許可」について、現行の「三重県一般海域等管理規則」でも同様であるが、一般海域すべてにおいて許可が必要というのは範囲が広すぎるのではないか。

三重県一般海域等管理規則

第3条(使用又は収益の許可)

一般海域等を使用し、又は収益しようとする者は、一般海域等使用(収益)許可申請書(第一号様式)に次の各号に掲げる書類(以下「添付書類」という。)を添えて知事に提出し、法第十八条第六項の規定による許可(以下「許可」という。)を受けなければならない。ただし、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)の規定による漁業を営むために一般海域等を使用し、又は収益しようとする場合については、この限りでない。

海岸法、港湾法または漁港法の適用のない一般海域の管理の適正化について（建設省から都道府県あて）

海岸保全区域外の建設省所管の公共財産である一般海域は、「建設省所管国有財産取扱規則」に基づき当該都道府県知事に管理及び処分が委任されており(以下省略)

検討結果

一般海域は、都道府県で管理するものであることから、管理する上で占用の許可を規定する必要がある。また、現行の「一般海域等管理規則」においても規定されており、これを変更することは現行より緩い規定となるため困難と考えている。



<意見>

「④占用等の許可」について、一般海域の定義から「再エネ海域利用法」が除外されているため、この区域は許可不要となるが、条令において占用の許可を求めるることは可能である。

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備にかかる海域の利用の促進に関する法律

第1条(目的)

この法律は、海洋再生可能エネルギー発電事業の長期的、安定的かつ効率的な実施の重要性に鑑み、[海洋基本法\(平成十九年法律第三十三号\)](#)に規定する海洋に関する施策との調和を図りつつ、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用を促進するため、基本方針の策定、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域の占用等に係る計画の認定制度の創設等の措置を講ずることにより、我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に寄与することを目的とする。

第3条(基本理念)

[海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用は、海洋環境の保全、海洋の安全の確保その他の海洋に関する施策との調和を図りつつ、海洋の持続可能な開発及び利用を実現することを旨として、国、関係地方公共団体、海洋再生可能エネルギー発電事業を行う者その他の関係する者の密接な連携の下に行われなければならない。](#)

検討結果

「再エネ海域利用法」では海洋環境の保全等が定められており、本条例と同様の目的となり占用の重複申請は不要と考える(他県:2県で目的から除外、占用不要)。また、本条例の一般海域の定義からも除外している。

第2回あり方検討会での意見

再エネに関係ない工作物の設置等における占用について、本条例で占用許可を取るべきではないか。

検討結果

促進区域内における再エネに関係のない工作物等の占用についても、再エネ海域利用法により許可する。



<意見>

「④占用等の許可」において、放置船を明確にする観点からも船舶においても占用許可を必要としたほうがよい。また占用許可を必要とすることで、他県から持ち込まれない対策としても有効ではないか。

港湾法

港湾法 第37条

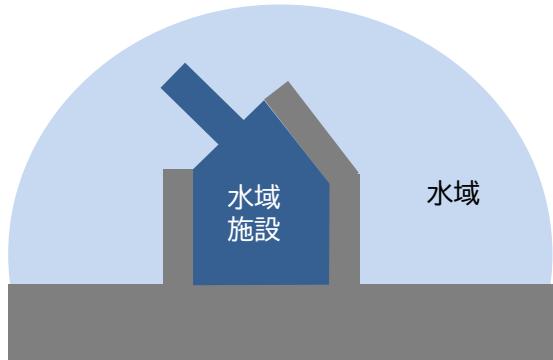
港湾区域内において又は港湾区域に隣接する地域であつて港湾管理者が指定する区域(以下「港湾隣接地域」という。)内において、次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者は、港湾管理者の許可を受けなければならない。ただし、公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定による免許を受けた者が免許に係る水域についてこれらの行為をする場合は、この限りでない。

- 一 港湾区域内の水域(政令で定めるその上空及び水底の区域を含む。以下同じ。)又は公共空地(以下「港湾区域内水域等」という。)の占用
 - 二 港湾区域内水域等における土砂の採取
 - 三 水域施設、外郭施設、係留施設、運河、用水渠きよ又は排水渠の建設又は改良(第一号の占用を伴うものを除く。)
 - 四 前各号に掲げるものを除き、港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を与えるおそれのある政令で定める行為
- 2 港湾管理者は、前項の行為が、港湾の利用若しくは保全に著しく支障を与え、又は第三条の三第十一項若しくは第十二項の規定により公示された港湾計画の遂行を著しく阻害し、その他港湾の開発発展に著しく支障を与えるものであるときは、許可をしてはならず、また、政令で定める場合を除き、港湾管理者の管理する水域施設について前項第一号の水域の占用又は同項第四号の行為の許可をしてはならない。

港湾法施行令 第15条第1項

法第三十七条第二項の政令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- 一 水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設又は航行補助施設の建設、改良、維持又は復旧の工事のため水域の占用が必要となる場合
- 二 沈没船等の引揚のため水域の占用が必要となる場合
- 三 港湾管理者が指定する行為のため水域の占用が必要となる場合



水域施設の工事や沈船の引揚げ等以外は水域施設の占用はできないが、水域施設以外の水域については占用が必要
ただし、船舶の係留が排他的かつ独占的に占用することに該当するかは疑問がある



第2回連絡調整会議の意見

三重県
Mie Prefecture

岡山県普通海域管理条例

第3条第1項

普通海域において、次に掲げる行為(以下「占用等」という。)をしようとする者は、あらかじめ、知事の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

一 工作物若しくは施設(第九条及び第十条第一項において「工作物等」という。)を設けて、又は係留保管(国又は地方公共団体が係留保管の用に供するために設置した施設に適法に係留保管する場合を除く。)により普通海域を占用すること。



船舶の係留を含めた水域の占用が必要

香川県一般海域管理条例

第3条第1項

一般海域において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1) 一般海域を占用すること。



占用の定義に該当すれば占用許可が必要

調査結果

港湾区域のうち、水域施設以外の水域における船舶の占用について全国調査を行った結果、回答のあった39自治体のうち34自治体が、「占用を必要としていない」、又は「事例がない」との回答であった。必要としない理由については、船舶は「排他的又は独占的、かつ継続的」に占用することに該当しないとの考えが多い。また、残り5自治体においては、「排他的又は独占的、かつ継続的」に占用する場合に限って占用許可を必要としている。

検討結果

船舶においては、通常移動できる状態にあり、排他的又は独占的に使用することに該当しないと考えているため、占用許可は不要と考えている。また、一般海域においては係留施設がないため、船舶を係留することができない。
ただし、桟橋等の係留施設を設置する場合は「施設」に該当するため、占用許可が必要。



<意見>

「④占用等の許可」において、漁業権の区域にて占用許可申請があった場合、漁業従事者の同意なく許可してしまうおそれがある。河川では、漁業従事者の同意を条件としているため同様の規定をしてはどうか。

三重県一般海域等管理規則

第3条第1項

一般海域等を使用し、又は収益しようとする者は、一般海域等使用(収益)許可申請書(第一号様式)に次の各号に掲げる書類(以下「添付書類」という。)を添えて知事に提出し、法第十八条第六項の規定による許可(以下「許可」という。)を受けなければならない。ただし、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)の規定による漁業を営むために一般海域等を使用し、又は収益しようとする場合については、この限りでない。

- 一 位置図(海底の土石(砂を含む。以下同じ。)を採取する場合は、海図を使用すること。)
- 二 地籍図の写し
- 三 実測平面図
- 四 実測横断面図
- 五 面積計算書及び丈量図(土地の使用の場合に限る。)
- 六 工作物の設計図(除却の場合は、構造図)及び工事の施行方法、工期等を記載した書類(工作物の新築、改築、又は除却の場合に限る。)
- 七 土石採取量の積算の基礎、採取方法、運搬方法等を記載した書類(土石の採取の場合に限る。)
- 八 使用又は収益の許可申請に関し、他の行政庁の許可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分を既に受けていることを証する書類の写し
- 九 使用し、又は収益しようとする一般海域等について、利害関係人がある場合においては、その意見書の写し
- 十 その他知事が必要と認める書類



岡山県普通海域管理条例施行規則

第3条第1項

条例第三条第一項の許可を受けようとする者は、知事が別に定める申請書に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 条例第三条第一項各号に規定する行為(以下「占用等」という。)をしようとする普通海域の位置図、平面図及び丈量図
- 二 条例第三条第一項第一号に規定する行為(係留保管により占用するものを除く)については、工作物又は施設の平面図、縦断面図、横断面図及び構造図
- 三 条例第三条第一項第一号に規定する行為(係留保管により占用するものに限る。)については、係留保管をしようとする船舶の写真、係留保管の方法を示す図面及び漁船法(昭和二十五年法律第百七十八号)第十二条第一項に規定する登録票の写し(同法第十条第一項に規定する登録を受けている船舶を係留保管する場合に限る。)又は小型船舶の登録等に関する法律(平成十三年法律第百二号)第七条に規定する通知の写し(同法第三条に規定する登録を受けている船舶を係留保管する場合に限る。)
- 四 条例第三条第一項第二号に規定する行為については、当該行為をしようとする普通海域の縦断面図及び横断面図
- 五 利害関係人がいるときは、利害関係人の同意書
- 六 占用等をするに当たり必要な法令又は他の条例の規定による処分があるときは、当該処分を受けていることを示す書面又は当該処分の見込みに関する書面七前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

※ 岡山県の他、4府県において施行規則にて「利害関係人の同意書」を添付資料として提出を求めている。



占用許可申請時に利害関係人の同意書添付を求めている。

検討結果

条例制定と共に改正する「三重県一般海域等施行規則」において、利害関係人の同意書の添付を求める。



<意見>

「④占用等の許可」において、一般海域等で工作物等を設置するときは占用許可が必要となっているが、海底の土地まで占用が必要ということになる。海没民地があった場合、国有財産でないにもかかわらず県が占用を許可することとなるため、港湾法と同様に水域の占用としてはどうか。

港湾法

港湾法 第37条第1項

港湾区域内において又は港湾区域に隣接する地域であつて港湾管理者が指定する区域(以下「港湾隣接地域」という。)内において、次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者は、港湾管理者の許可を受けなければならない。ただし、公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定による免許を受けた者が免許に係る水域についてこれらの行為をする場合は、この限りでない。

- 一 港湾区域内の水域(政令で定めるその上空及び水底の区域を含む。以下同じ。)又は公共空地(以下「港湾区域内水域等」という。)の占用
- 二 港湾区域内水域等における土砂の採取
- 三 水域施設、外郭施設、係留施設、運河、用水渠きよ又は排水渠の建設又は改良(第一号の占用を伴うものを除く。)
- 四 前各号に掲げるものを除き、港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を与えるおそれのある政令で定める行為

港湾法施行令 第13条

法第37条第1項第1号の政令で定める区域は、水域の上空100メートルまでの区域及び水底下60メートルまでの区域とする。

港湾法 逐条解説

○ 港湾区域については、原則として公有水面であり、通常の私所有権とは同一ではないものの、国に元来領海としての管理権があり、本条の規定により港湾としての公物管理権限に委ねられているとみることができる



民地についても占用を求めている。



海岸法

海岸法第7条(海岸保全区域の占用)

海岸管理者以外の者が海岸保全区域([公共海岸の土地](#)に限る。)内において、海岸保全施設以外の施設又は工作物(以下次条、第九条及び第十二条において「他の施設等」という。)を設けて当該海岸保全区域を占用しようとするときは、主務省令で定めるところにより、海岸管理者の許可を受けなければならない。

2 海岸管理者は、前項の規定による許可の申請があつた場合において、その申請に係る事項が海岸の防護に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、これを許可してはならない。

海岸法 逐条解説

「[公共海岸](#)」とは、[国、地方公共団体が所有する公共の用に供された土地](#)



民地については占用を求めていない。ただし、水域については占用許可が不要

検討結果

港湾法では民地を含めた水域(上空及び水底を含む)において占用許可が必要であり、一般海域においても同様としたい。

修正案

一般海域等の水域(上空及び水底を含む)において工作物又は施設を設置し占用すること、若しくは一般海域の水域(上空及び水底を含む)において土石を採取すること、海底の土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更することをしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。



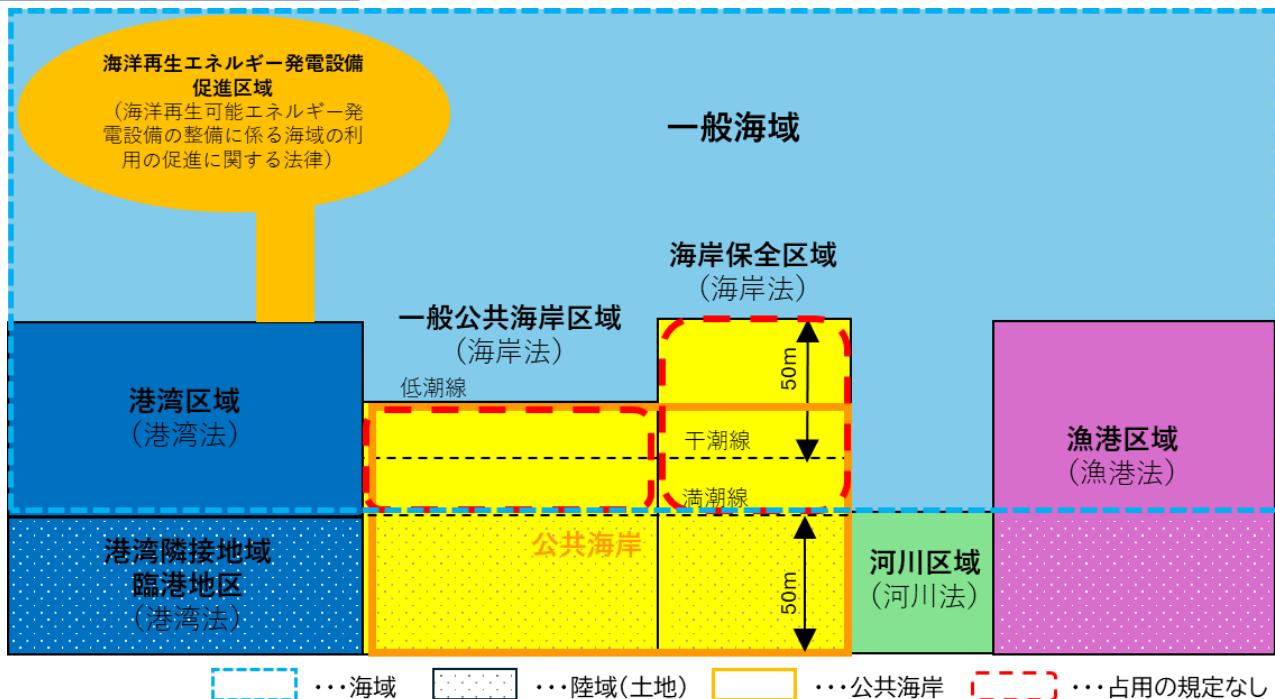
第2回あり方検討会の意見

三重県
Mie Prefecture

<意見>

「④占用等の許可」において、一般公共海岸区域や海岸保全区域の水面が含まれており、海岸法に抵触しないのか。海岸法において水面の規制をしていないことの趣旨が、完全な自由に委ねているのか、あるいは一切の規制をかけるべきではないのか、が抵触問題のポイントとなる。また、海岸法は国土の保全を目的としており本条例の目的とは異なるため問題ないと思われる。

一般海域等の範囲



検討結果

海岸法は、海岸保全区域等の水面について、一切の規制をかけるべきではないという趣旨はなく、条例で水面に規制をかけることは問題ない。また、海岸法と本条例の目的は異なるため問題ない。

海域のうち、海岸法の範囲内の
海域のみ占用の規定なし
※左図 [] の範囲

本条例において占用許可を規定
※現行規則でも規定

「一般海域等」と定義
※左図 [] + [] の範囲



<意見>

「④占用等の許可」において、許可後に基準を満たさない場合に備えて、許可の取り消し等を規定したほうがよい。

検討結果

許可の取り消し、条件の変更、又は新たな条件を付けることができることを規定する。



<意見>

「④占用等の許可」第4条第4号の「知事が指定する行為」は、規則で規定するのか。又は、今後開催する放置船対策推進会議で規定するのか。

検討結果

規則で規定するよう検討する。



<意見>

「⑦許可の基準」において「著しく支障を与えるおそれがある等の場合は許可をしてはならない」とあるが、規則等で明確に規定したほうがよいのではないか。

条文の内容（詳細）

知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、占用の許可をしてはならない。

- 一 一般海域等の公共性及び公益性が著しく損なうおそれがあるとき。
- 二 一般海域等の海洋環境保全及び災害防止に配慮されていないとき。
- 三 暴力団の利益になるとき。
- 四 前各号に掲げるもののほか、一般海域等の環境の保全及び適正な利用に著しく支障を与えるおそれがあるとき。



<意見>

「⑦許可の基準」において、環境上支障がある場合占用を許可しないと判断するにあたって、県で技術的判断をすることは困難であると考えられるため、広島県の条例を参考に、専門家の意見も取り入れるよう規定してはどうか。

広島の海の管理に関する条例

(広島県海域利用審査会の設置)

第九条 この条例に定めるもののほか、知事の諮問に応じ、海域の活用及び保全に関する重要事項を調査審議するため、知事の附属機関として広島県海域利用審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

(審査会の組織)

第十条 審査会は、委員十人以内で組織する。

2 審査会の委員は、学識経験を有する者のうちから知事が任命する。

(審査会の委員の任期等)

第十二条 審査会の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 審査会の委員は、再任されることができる。

(審査会の会長)

第十三条 審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(審査会の庶務)

第十四条 審査会の庶務は、土木建築局において処理する。

(国等への協力要請)

第十五条 知事は、海域の適正な活用及び保全のために必要があると認めるときは、国又は地方公共団体に対して、必要な協力を要請することができる。



広島県ヒアリング

- 第9条について、旧条例(公有水面使用条例)では、許可の基準において「海域の利用が必須なもの」と規定されており、海域でなくとも設置できる工作物については許可していなかった。これらをある程度自由に許可でき、適正に審査できるよう現行の条文を規定した。
- 第14条について、条例が制定された平成3年当時は、港湾区域や漁港区域を含めた条例となっており、国が所管する港湾法や漁港法による土地的利用の判断について協力を求めるため、当条文を規定した。ただし、平成5年に港湾管理条例や漁港管理条例を制定したため、現在では使用されることはない。

検討結果

- 環境上の支障について適正な判断が困難な場合、適宜、有識者等の意見を聴取するが、規定する必要はないと考える。
- 国の要請については、三重県においても港湾施設管理条例や漁港管理条例が制定されているため、規定する必要はないと考える。



<意見>

「⑨地位の承継」において、相続人等に対して「5年間拘禁刑を受けたことがないもの」等の要件が付されることがよく見受けられるため、検討を要する。

検討結果

相続人等に対して欠格要件を規定した条例は極めて少なく、本条例においては規定しないと考えている。



<意見>

「⑬監督処分」の簡易代執行(強制執行)について、法律で定めることとなっているため、条例で定める場合は慎重にした方がよい。
放置等禁止区域を指定し船舶を撤去する手続き自体は、強制執行を使わざとも、即時強制として条例で定めることはできる

行政代執行法

第1条

行政上の義務の履行確保に関しては、別に法律で定めるものを除いては、この法律の定めるところによる。

即時強制とは



「義務の履行確保」を要する強制執行(簡易代執行を含む)は法律でしか規定できず、条例では規定できないとするのが通説。

義務の履行を強制せず、義務を命ずる暇のない緊急事態や、義務を命ずることによっては目的を達成しがたい場合に、相手方の存在を前提とせずに、行政機関が直接に身体又は財産に実力を行使して行政上望ましい状態を実現する作用



即時強制は、「義務の履行確保」には当たらないため、条例で規定したい。



問題点①

- 港湾法や海岸法において即時強制は規定されていない。
- 即時強制は、行政主体のきわめて強力な手段であり、法益侵害が大きい手段となるため、その要件は、高度な必要性・緊急性を伴うものでなければならない。
- 即時強制は、行政機関が義務を課す行為が前置きされないため、手続き保障の面で問題がある。



放置等禁止区域に、所有者不明の放置等禁止物件がある場合に限り、即時強制を行うこととしたいが、要件として妥当か。

第2回あり方検討会での意見

放置自転車の即時強制を規定した条例があり、必ずしも高度な必要性、緊急性を過大評価していることにはならない。水域で放置船を撤去する場合に即時強制を用いるべきではないことにはならない。

問題点②

- 禁止区域内にある船舶等の移動・保管によって、即時強制としての目的は一定達成できるとも思われるが、さらに、売却や廃棄までを即時強制の一連の行為として規定できるのか。



放置船は、港湾施設等の陸地部分に移動し保管することがほとんどとなる見込みであるが、港湾施設で保管した場合、災害時に二次被害が発生する危険性があるため、移動から廃棄までを一連の行為として規定したい。



問題点③

所有者が特定された場合は監督処分の規定による撤去命令を行う、所有者が不明の場合は即時執行を行う、これら別々の手法により措置することを、一つの条例の中で規定できるのか。

第2回あり方検討会での意見

所有者が確定している場合は、即時強制の手続きに乗せていく手法もある。東京都の放置船舶対策条例を参考に再度検討が必要。

【東京都船舶の係留保管の適正化に関する条例】の構成

- ①移動するよう指導
- ②従わないときは警告
- ③従わないとき又は緊急の時は知事が移動
- ④移動したときは保管・通知
- ⑤通知から6月しても返還できないときは売却・代金を保管
- ⑥通知から6月しても返還できず評価額が著しく低いときは廃棄



東京都船舶の係留保管の適正化に関する条例

(禁止行為)

第九条 何人も、適正化区域内において、船舶を放置してはならない。

2 何人も、適正化区域内の水面(係留保管施設等を除く。)を、係留保管場所として使用してはならない。

(指導及び警告)

第十条 知事は、適正化区域内に放置されている船舶の所有者等に対し、当該船舶を係留保管施設等に移動するよう指導することができる。

2 知事は、前項の規定による指導に従わない所有者等に対し、当該船舶を係留保管施設等に移動するよう警告することができる。

(船舶の移動)

第十一條 知事は、前条第二項の規定による警告を受けた者がその警告に従わないと、又は緊急の必要があるときは、重点適正化区域内に放置されている船舶を、その職員に、あらかじめ知事が定めた場所に移動させることができる。

2 知事は、前項の規定による移動を行うため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、船舶に立ち入らせることができる。

3 第一項の規定による移動を行わせようとする場合においては、知事が、あらかじめ所有者等に対し、当該移動に係る意見を述べる機会を与えることを妨げない。

(移動した船舶に対する措置)

第十二条 知事は、前条第一項の規定により船舶を移動させたときは、当該船舶を保管しなければならない。

2 知事は、前項の規定により船舶を保管したときは、当該船舶の所有者等に対し、その保管を始めた日時及び保管の場所並びに当該船舶を速やかに引き取るべき旨を東京都規則(以下「規則」という。)で定めるところにより通知し、その他当該船舶をその所有者等に返還するため規則で定める必要な措置を講じなければならない。

3 知事は、前項の規定による通知が所有者等に到達した日から起算して六月を経過してもなお、第一項の規定により保管した船舶を所有者等に返還することができない場合で、次の各号のいずれかに該当するときは、当該船舶を売却し、その代金を保管することができる。

一 規則で定めるところにより評価した当該船舶の価額に比し、その保管に不相当な費用を要するとき。

二 当該船舶が滅失し、又は破損するおそれがあるとき。

4 知事は、前項の規定により船舶を売却しようとするときは、あらかじめ、次条第一項に規定する保管船舶処理委員会の意見を聴かなければならぬ。

5 知事は、前項の規定により保管船舶処理委員会の意見を聴こうとするときは、あらかじめ、第三項の規定により売却しようとする船舶の所有者等(当該船舶の所有者等が当該船舶の所有者でない場合にあっては、当該船舶の所有者を含む。)に対し、当該船舶を売却し、その売却した代金を保管する旨を規則で定めるところにより通知するとともに、当該売却に係る意見を述べる機会を与えなければならない。

6 知事は、第二項の規定による通知が所有者等に到達した日から起算して六月を経過してもなお、第一項の規定により保管した船舶を所有者等に返還することができない場合で、当該船舶がその本来の用途に供することが困難な状態にあり、かつ、規則で定めるところにより評価した当該船舶の価額が著しく低いときは、当該船舶を廃棄することができる。

7 第四項及び第五項の規定は、前項の規定による船舶の廃棄について準用する。この場合において、第五項中「売却し、その売却した代金を保管する」とあるのは「廃棄する」と読み替えるものとする。



問題点④

即時強制を規定するにもかかわらず、禁止行為として「指定した区域内において、みだりに船舶等を捨て、又は放置してはならない」と規定することは、義務の履行を強制しないとする即時強制の性質上整合するか。

港湾法等と同様に、二次被害につながる懸念がある範囲や漁業等への影響が懸念される範囲を放置等禁止区域に指定し、他の水域から持ち込まれないことを規定する必要がある。

検討結果

簡易代執行の規定を条例で規定することは、行政代執行法との関係で違法となるおそれがあるため、即時強制の規定を設ける。また、即時強制の規定を設けることにより「⑬監督処分」から削除する。

第3回連絡調整会議の意見

条文について、管理上支障となる場合以外でも即時強制を実施するととらえられる場合がある。

検討結果

管理上支障となる場合等、限定した規定とする。



第1回あり方検討会の意見

三重県
Mie Prefecture

各案件における措置

対象物	管理上の支障	所有者	処理方法	処理手続				罰則
放置船 (第3条第1項)	有	有	即時強制	警告	移動	保管 (告示・通知)	返却 売却 廃棄	禁止行為違反
		不明	即時強制	警告省略				—
	無	有	対応不可 (行政指導)	—	—	—	—	禁止行為違反
		不明	対応不可	—	—	—	—	—
違法な工作物 (第3・第4条)	有	有	即時強制	警告	移動	保管 (告示・通知)	返却 売却 廃棄	禁止行為違反 占用許可違反
		不明	即時強制	警告省略				—
	無	有	(監督処分)	(命令)	(行政代執行)			占用許可違反
		不明	対応不可	—	—	—	—	—
適法な工作物 (第4条)	有	有	即時強制	警告	移動	保管 (告示・通知)	返却 売却 廃棄	—
		不明	即時強制	警告省略				—
	無	有	(監督処分)	(命令)	(行政代執行)			—
		不明	対応不可	43 —	—	—	—	—



条文の構成

【東京都船舶の係留保管の適正化に関する条例】の構成		【本条例】構成
		① 一般海域等の管理に支障があるときは知事が移動、売却又は廃棄 【即時強制であることを明らかにする】
①	移動するよう指導・従わないときは警告	② 移動、若しくは除去するよう警告
		③ 所有者不明の場合、緊急の時は警告を省略
②	警告に従わないとき又は緊急の時は知事が移動	④ 警告に従わないとき、警告を省略したときは知事が移動
③	移動したときは保管・通知	⑤ 移動したときは保管・通知又は告示
④	通知から6月しても返還できないときは売却・代金を保管	⑥ 公示から3月しても返還できないときは売却・代金を保管 【港湾法・海岸法と同様に3月とする】
⑤	通知から6月しても返還できず評価額が著しく低いときは廃棄	⑦ 公示から3月しても返還できず評価額が著しく低いときは廃棄 【港湾法・海岸法と同様に3月とする】
		⑧ 売却した代金は、売却に要した費用に充てる 【港湾法・海岸法と同様】
⑥	移動・保管・売却に要した費用は所有者の負担	⑨ 移動・保管・売却・公告その他の措置に要した費用は所有者の負担 【港湾法・海岸法と同様】



<意見>

「即時強制」について、手続きを定めておいた方がよい

検討結果

手続きについては、規則に規定する。

【既定の内容】

- ① 警告の通知又は告示の内容
- ② 保管の通知又は告示の内容
- ③ 売却代金の通知又は告示の内容
- ④ 船舶等の価額の評価方法
- ⑤ 廃棄の通知又は告示の内容



<意見>

「⑫県の職責」について、港湾区域における所有者がない放置船について、港湾法第12条第1項第2号の「港湾区域及び港務局の管理する港湾施設を良好な状態に維持すること(港湾区域内における漂流物、廃船その他船舶航行に支障を及ぼすおそれがある物の除去及び港湾区域内の水域の清掃その他の汚染の防除を含む。)」の規定により移動・廃棄をしており、これと同様の措置をするため本条例で規定したいと考えている。

対して、即時強制は所有者不明の放置船を対象として規定したいと考えている。

この2つの手段について、同じ条例で規定することはできるか。

なお、他県の一般海域域管理条例では規定されていない。

【所有者がない船舶】

船体番号がなく(消失している)、関係者と協議し廃船と確定した船舶

【所有者不明の船舶】

船体番号より、所有者は確認できるが、死亡等の理由により書類等では所有者が特定できない船舶



本条例による放置船除去の対応

- ①所有者特定 ▶▶ 監督処分の規定により所有者に除去等を命令
※命令に従わない場合は行政代執行により移動・廃棄
- ②所有者不明 ▶▶ 即時強制の規定により、県自ら移動・保管・売却(又は廃棄)
- ③所有者なし ▶▶ 県の職責の規定により、県自ら移動・廃棄

即時強制で規定する



<意見>

条例名称について、国有財産法から脱却して積極的に海域管理や環境保全を目的とするため、条例の名称を再度検討する。

他県の条例名称

- 広島の海の管理に関する条例
- 愛媛県の海を管理する条例

名称（案）

- ① 三重の豊かな海を守る条例
- ② 三重の海を未来へつなぐ条例
- ③ 三重の美しい海を守るための条例
- ④ 三重県一般海域等管理条例

2 三重県一般海域管理条例(仮称)の制定について



水域における放置船は、地震、津波、高潮、洪水などの災害時において、転覆等による船舶の航行障害、油の流出、港湾、漁港、又は海岸の背後への流出による住宅や公共施設等への影響や、河川の流下阻害による越水などによる二次被害が懸念され、県民の暮らしや経済活動に様々な問題を引き起こすものである。また、通常時においても沈廃船からの油流出により環境や漁業への影響が発生している。

全国の3水域(港湾・河川・漁港)における放置船は、令和4年度の調査において約56,000隻存在し、三重県における放置船は約2,000隻、そのうち沈廃船が約260隻あり、全国で8番に多い状況にある。また、一般海域においては県内で56隻の放置船が確認されている。

志摩市からは、一般海域を含めた公共水域の放置船の解消や対策を強化するため、廃船処理及び条例の整備の要望があり、議会においても一般海域の条例制定に対する意見や、放置船対策に関する質問があった。

また、各地区の放置船対策推進会議において、港湾区域、河川区域、一般海域における放置船対策の議論もなされているところである。

国では、災害時の二次被害発生を防止するため放置艇を解消することは重大な課題とされており、地域にとって支障となる放置艇については令和4年度から概ね10年程度を目途に解消できるよう優先的に取り組むことが示されている。

現在、港湾区域、河川区域、漁港区域、海岸保全区域については、各法令による放置船の除去ができるが、一般海域においては現行の「三重県一般海域等管理規則」による放置船の除去はできない状況である。

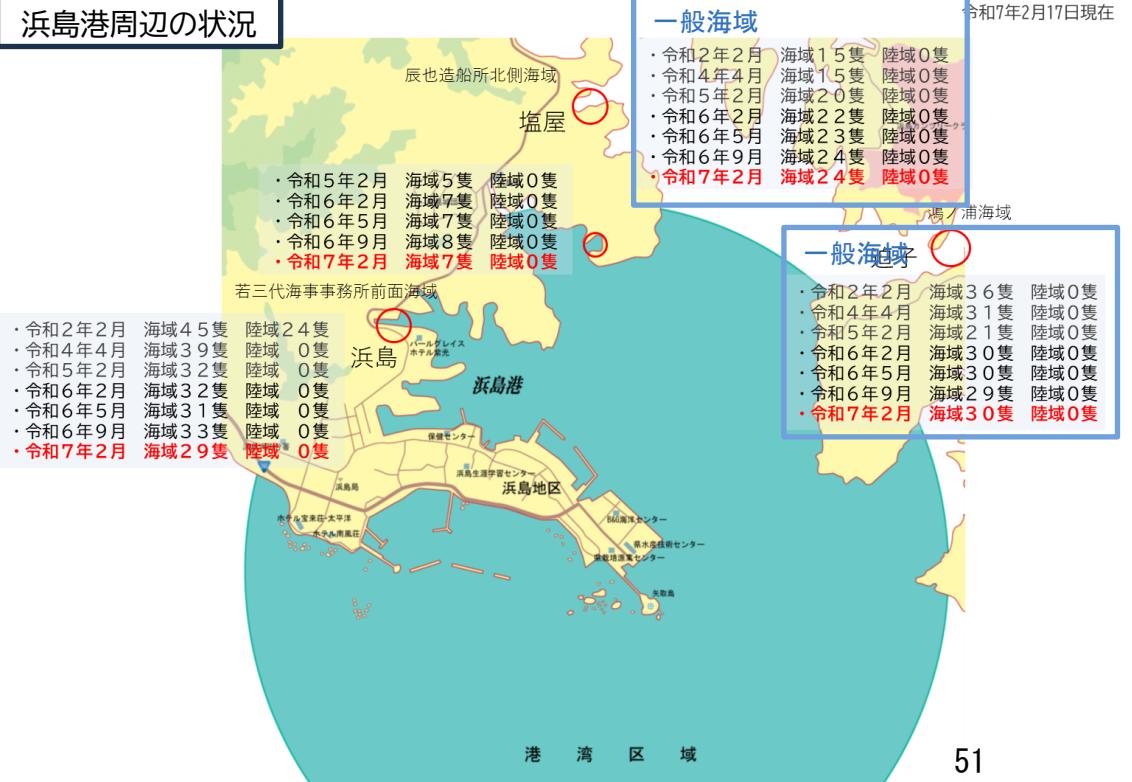
このことから、一般海域の保全や適正な利用を図ることを目的とした条例を制定するものである。

港湾区域において問題となる放置船が確認されたときは、港湾法により放置等禁止区域に指定（港湾法第37条の11第2項）したうえで、船舶所有者に対し撤去命令（港湾法第56条の4第1項）を行い、命令に従わない場合は行政代執行により放置船の除去（行政代執行法第2条）を行ってきた。

また、船舶の所有者が存在しないときは、管理者の職責（港湾法第12条第1項第2号）として放置船の除去を行ってきた。

ただし、現行の「三重県一般海域等管理規則」は、使用許可を規定したものであり、一般海域においては同様の措置を行うことはできない。

浜島港周辺の状況



若三代海事(港湾区域・R6行政代執行)



鴻ノ浦(一般海域・撤去できない)





3 課題と目的

課題

現在確認されている放置船について、災害時の二次被害や、すでに燃料油がもれているものもあり、環境・漁業に影響を及ぼすことが懸念される。

目的

現在放置され問題となっている船舶の除去が必要

三重県の港湾区域等では、平成30年度に賀田港(尾鷲市曾根町地内)、令和6年度に浜島港(志摩市浜島町地内)において、行政代執行等により放置船の除去を行っているが、これらの放置船の多くは、中古船の販売や中古部品の販売のために他の水域から当該地に持ち込み、何らかの理由で販売または処分が困難となったことから放置されたものであり、安易に船舶を移動し放置されている。

他の水域から持ち込まれない対策が必要

関係法令に比べ、規制が緩い区域に移動されることが懸念される。

関係法令と同等の規制が必要



① 一般海域すべてを海岸保全区域に指定する。

▶▶ 海岸を防護する必要性がないため指定できない。

② 現行の「一般海域等管理規則」を改正、または、新条例を制定する。

<地方自治法>

第14条第1項

普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、二年以下の拘禁刑、百万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

第15条第1項

普通地方公共団体の長は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、普通地方公共団体の規則中に、規則に違反した者に対し、五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

一般海域に不要な船舶が持ち込まれないよう
抑止効果を高めるため罰則を厳しくする
また、関係法令と同等の罰則を規定



一般海域等管理規則の改正ではなく
三重県一般海域管理条例を制定



5 関係法令の放置船に関する罰則

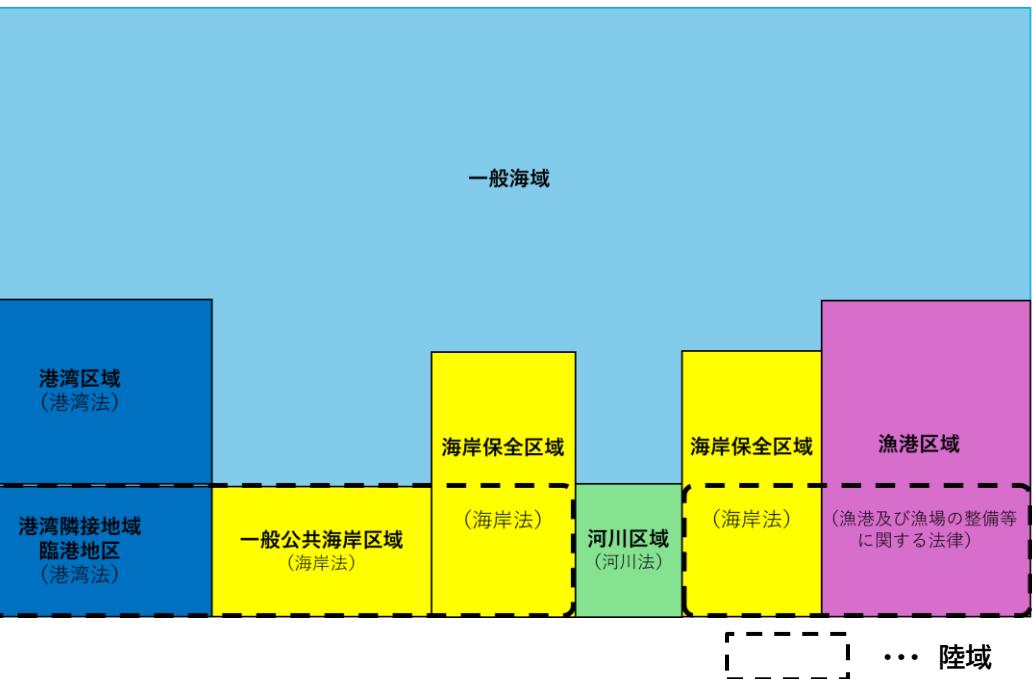
他の法令の罰則は下表のとおりであり、一般海域の隣接する水域の法令と同等の罰則規定を設ける必要がある。
現行規則の改正では、地方自治法により、隣接する水域の法令と同等の罰則を規定できないことから、条例を制定する。

区 域	罰 則
港湾区域	根拠法令：港湾法第37条の11第1項の規定に違反 罰 則：1年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金
漁港区域	根拠法令：漁港漁場整備法第39条第5項の規定に違反 罰 則：30万円以下の罰金
河川区域	根拠法令：河川法施行令第16条の4の規定に違反 罰 則：3か月以下の拘禁刑または20万円以下の罰金
海岸保全区域	根拠法令：海岸法第8条第1項の規定に違反 罰 則：1年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金 根拠法令：海岸法第8条の2第1項の規定に違反 罰 則：6月以下の拘禁刑または30万円以下の罰金



6 関係法令による放置船撤去

放置船撤去における各法令の適用範囲



水域の放置船撤去における適用条文

- <港湾法>** 港湾法第37条の11第2項の規定により放置等禁止区域に指定
所有者特定
 - ・港湾法第56条の4第1項の規定により除去を命令
▶▶▶ 履行しない場合、行政代執行法第2条の規定により管理者が除去し、その費用を徴収
- 所有者不明
 - ・所有者がなく事前に廃棄物と判断された場合、港湾法第12条第2項の規定により管理者が除去
 - ・所有者不明で事前に廃棄物と判断できない場合、港湾法第56条の4第2項の規定により、管理者が除去
- <漁港法>** 漁港法39条第5項の規定により放置等禁止区域に指定
所有者特定
 - ・漁港法39条の2第1項の規定により除去を命令
▶▶▶ 履行しない場合、行政代執行法第2条の規定により管理者が除去し、その費用を徴収
- 所有者不明
 - ・所有者がなく事前に廃棄物と判断された場合、漁港法第26条の規定により管理者が除去
 - ・所有者不明で事前に廃棄物と判断できない場合、漁港法第39条の2第4項の規定により管理者が除去
- <河川法>**
所有者特定
 - ・河川法第24条の規定に違反した場合、河川法第75条第1項の規定により除去を命令
▶▶▶ 履行しない場合、行政代執行法第2条の規定により管理者が除去し、その費用を徴収
- 所有者不明
 - ・所有者がなく事前に廃棄物と判断された場合、河川法第2条の規定により管理者が除去
 - ・所有者が不明で事前に廃棄物と判断できない場合、河川法第75条第3項の規定により管理者が除去
- <海岸法>**
所有者特定
 - ・海岸法第12条第1項第1号の規定により、除去を命令
▶▶▶ 履行しない場合、行政代執行法第2条の規定により管理者が除去し、その費用を徴収
- 所有者不明
 - ・所有者がなく事前に廃棄物と判断された場合、海岸法第14条の5第1項の規定により管理者が除去
 - ・所有者不明で事前に廃棄物と判断できない場合、海岸法第12条第4項の規定により、管理者が除去

※港湾法第12条第2項、漁港法第26条、河川法第2条、海岸法第14条の5第1項の規定について、民法第239条第1項に「所有者のない動産は、所有の意思をもって占有することによって、その所有権を取得する。」とあることから、管理者が放置された所有者不明の船舶の所有権を取得し、除去することができる。 55



7 その他法令による放置船の措置

	法 令	所 管	港湾・河川・漁港区域	海岸保全区域	一般海域	摘 要
1	三重県一般海域等管理規則	国有財産管理者	×	×	×	
2	海岸漂着物処理推進法	海岸管理者、環境生活部	×	×	×	漂着した物のみ
3	海洋汚染防止法	海上保安部	×	×	×	罰則規定があるものの撤去命令はできない
4	廃棄物処理法	環境生活部	×	×	×	陸揚した物のみ

1 三重県一般海域等管理規則

使用許可を規定した規則であるため、放置船に対する措置はできない。

2 海岸漂着物処理推進法

不要物と判断された放置船は海岸漂着物等に該当する可能性があるが、監督処分や撤去をすることはできない。

3 海洋汚染防止法

船舶を海洋に捨てたものに対する罰則は規定されているが、監督処分や撤去をすることはできない。

4 廃棄物処理法

環境省の通知により、陸揚げされるまでの間は海洋汚染防止法が優先的に適用されるため、海域における放置船に対する措置はできない。



他の法令により放置船に対する措置はできないため条例を制定する



8 全国の条例制定状況

一般海域に係る条例を制定している都道府県は11道府県あるが、放置船に対する措置を規定した条例は1県のみであり、放置船に対して除去が命令でき、かつ一般海域全域を放置等禁止区域に指定し持ち込まれない対策を講じ、さらに罰則を規定している。

	放置船の撤去命令	所有者がなく事前に廃棄物と判断したとき撤去可能	所有者が不明で廃棄物と判断できなかつたとき撤去可能	放置船に関する罰則	備考
北海道	×	×	×	×	
京都府	×	×	×	×	
大阪府	×	×	×	×	
岡山県	○	×	○	30万円	別途、一般海域全域を放置等禁止区域に指定
広島県	×	×	×	×	
山口県	×	×	×	×	
香川県	×	×	×	×	
愛媛県	×	×	×	×	
福岡県	×	×	×	×	
熊本県	×	×	×	×	
長崎県	×	×	57	×	



- 放置船は、災害時の二次被害や環境、漁業への影響が懸念されているため、解消する必要がある。
- 三重県では、一般海域を含めた海域の放置船対策について、市からの要望や議会での質問があり、問題となっている。
- 一般海域においては、放置船の措置に関する法令がなく、法的措置ができない。
- 一般海域において、他の水域から持ち込まれないよう、関係法令と同等の規制が必要である。

これらのことから、三重県一般海域管理条例(仮称)の制定が必要である。

課題と条例の目的

課題

災害時の2次被害や環境等への影響が懸念

他の水域から持ち込まれ、放置されることが多い

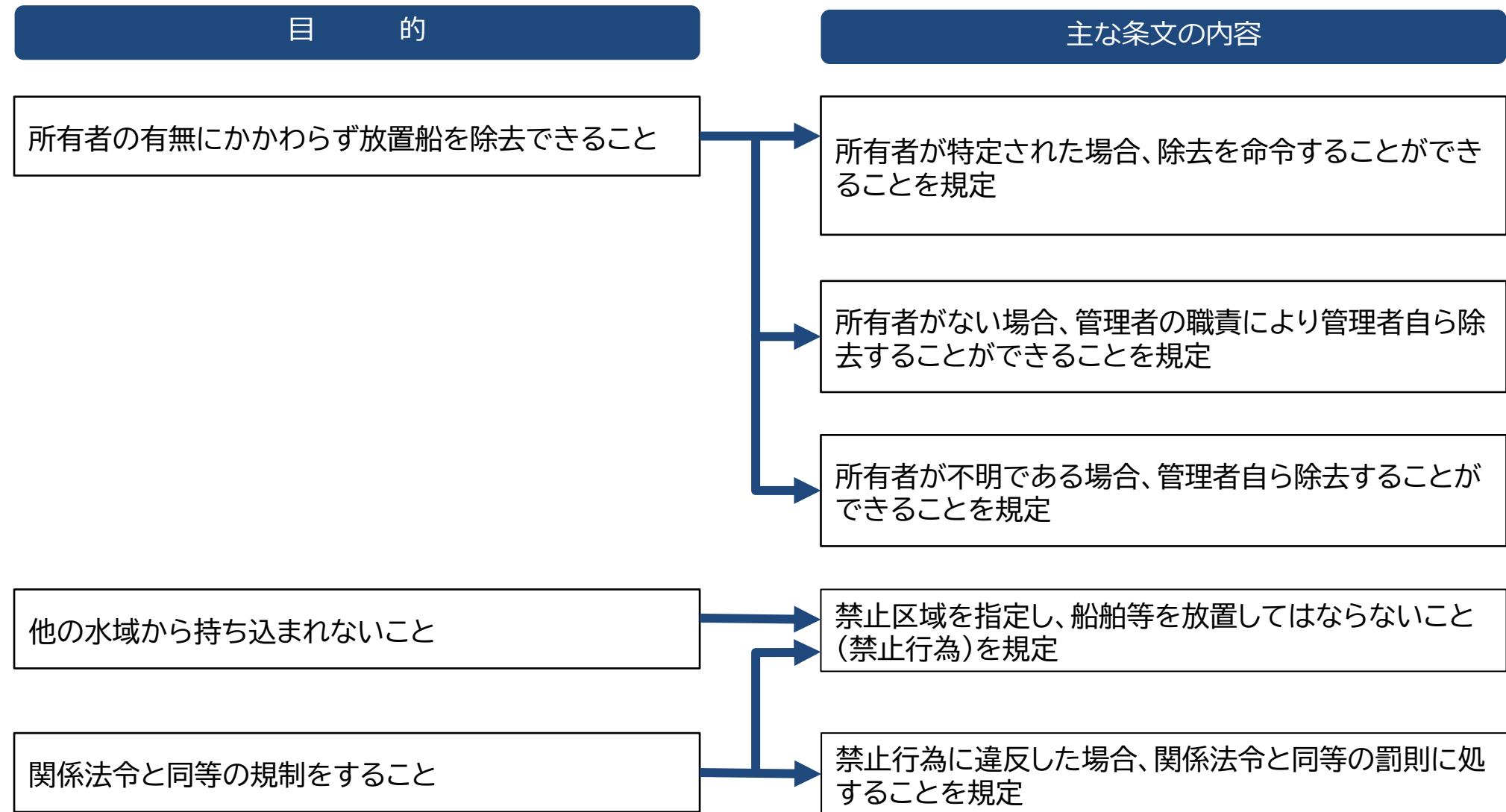
関係法令に比べ、規制が緩い区域に移動されることが懸念

目的

所有者の有無にかかわらず放置船を除去できる規定

他の水域から持ち込まれないことを規定

関係法令と同等の規制を規定





➤ ③ 禁止行為

<趣旨>

○主な条文の内容による「禁止区域を指定し、船舶等を放置してはならないこと」を目的に規定し、知事が指定した区域(放置等禁止区域)及び物件(放置等禁止物件)を公示し知らせることにより、他の水域から船舶を持ち込み放置させない対策を図る。

○他道府県では、11道府県中1県で規定されている。

なお、この条項に違反した場合は移転又は除去することを命ずることができるよう監督処分に規定するとともに、罰則を規定する。

<条文の内容>

放置等禁止区域において、みだりに船舶等を捨て、又は放置してはならない。

<条文>

(禁止行為)

第3条

何人も、一般海域のうち知事が指定した区域内において、みだりに船舶その他の物件(以下「船舶等」という。)で知事が指定したものを捨て、又は放置してはならない。

2 知事は、前項の規定による区域又は船舶等の指定をするときは、その旨を公示しなければならない。これを廃止するときも、同様とする。

3 前項の指定又はその廃止は、同項の公示によってその効力を生ずる。



<参考>

■海岸法 第8条の2

何人も、海岸保全区域(第二号から第四号までにあつては、公共海岸に該当し、かつ、海岸の利用、地形その他の状況により、海岸の保全上特に必要があると認めて海岸管理者が指定した区域に限る。)内において、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 海岸管理者が管理する海岸保全施設その他の施設又は工作物(以下「海岸保全施設等」という。)を損傷し、又は汚損すること。
- 二 油その他の通常の管理行為による処理が困難なものとして主務省令で定めるものにより海岸を汚損すること。
- 三 自動車、船舶その他の物件で海岸管理者が指定したものを入れ、又は放置すること。
- 四 その他海岸の保全に著しい支障を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるものを行うこと。

■港湾法 第1条

何人も、港湾区域、港湾隣接地域、臨港地区又は第二条第六項の規定により国土交通大臣の認定した港湾施設の区域(これらのうち、港湾施設の利用、配置その他の状況により、港湾の開発、利用又は保全上特に必要があると認めて港湾管理者が指定した区域に限る。)内において、みだりに、船舶その他の物件で港湾管理者が指定したものを捨て、又は放置してはならない。



➤ ④ 占用等の許可

<趣旨>

- 一般海域等の環境の保全及び適正な利用を図るため、占用または行為をする者に対し、許可を得ることを規定する。
 - 現行三重県一般海域等管理規則にも規定されているが、隣接する海域(海岸)と同等の占用等を求めるこことにより、一般海域等の保全が図られると考えられることから、海岸法第8条第1項と同様の条文とする。(同法第7条においては「公共海岸の土地に限る」とあり陸域のみの規定であるため適用しない)
 - 海岸法においては、陸域は「占用」、水域は「行為」の許可を求めており、港湾法や河川法では、水域においても「占用」の許可を求めており、一般海域等はすべて「水域」であるため、港湾法等に基づき「占用」の許可を求める。
 - 「占用」と「行為」を明確に規定する。
 - 占用の範囲は、港湾法と同様に上空及び水底を含むこととする。
 - 船舶については、排他的又は独占的、かつ継続的に使用することに該当しないため、占用許可を必要としない。(全国39/44が占用許可を必要としていない、又は許可事例がないと回答)
 - 再エネ海域利用法における促進区域については、再エネ海域利用法の規定に基づき占用の許可を求めており、本条例では除外する。
 - 利害関係者がある場合は、規則により同意書の写しを求める。
- 許可後に基準を満たさないとなった場合に備え、許可の取り消し等を規定する。**
- 海岸法においては、海岸保全区域及び一般公共海岸区域の水面においては占用許可が不要となっているため、この区域においても本条例で占用許可を求める。(現行「三重県一般海域等管理規則」でも使用許可について規定されている)
 - 他道府県では、11道府県中10道府県で規定されている。
 - なお、この条項に違反した場合は移転又は除去することを命ずることができるよう監督処分に規定するとともに、罰則を規定する。

<条文の内容(修正前)>

一般海域において、工作物又は施設を設置する行為、土石を採取する行為、海底の土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

<条文の内容(修正後)>

一般海域等の水域(上空及び水底を含む)において工作物又は施設を設置し占用すること、若しくは一般海域の水域(上空及び水底を含む)において土石を採取すること、海底の土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更することをしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。



<条文>

(占用等の許可)

第4条

一般海域等において、次に掲げる行為(以下「占用等」という。)をしようとする者は、あらかじめ、知事の許可を受けなければならぬ。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

- 一 工作物又は施設(以下「工作物等」という。)を設置し、水域(上空及び水底)を占用すること。
- 二 土石(砂を含む。)を採取すること。ただし一般海域に限る。
- 三 海底の土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更すること。ただし一般海域に限る。
- 四 前三号に掲げるもののほか、一般海域等の環境の保全及び適正な利用に支障を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定する行為をすること。

2 知事は、前項の許可に一般海域等の管理上必要な範囲内で条件を付けることができる。

3 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、第1項の許可を取り消し、その条件を変更し、又は新たな条件を付けることができる。

- 一 第1項の規定に違反した者
- 二 第1項の許可に付した条件に違反した者
- 三 偽りその他不正な手段により第1項の許可を受けた者



<参考>

■海岸法第7条

海岸管理者以外の者が海岸保全区域(公共海岸の土地に限る。)内において、海岸保全施設以外の施設又は工作物(以下次条、第九条及び第十二条において「他の施設等」という。)を設けて当該海岸保全区域を占用しようとするときは、主務省令で定めるところにより、海岸管理者の許可を受けなければならない。

■海岸法第8条第1項

海岸保全区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、海岸管理者の許可を受けなければならぬ。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。

- 一 土石(砂を含む。以下同じ。)を採取すること。
- 二 水面又は公共海岸の土地以外の土地において、他の施設等を新設し、又は改築すること。
- 三 土地の掘削、盛土、切土その他政令で定める行為をすること。

■港湾法第37条第1項

港湾区域内において又は港湾区域に隣接する地域であつて港湾管理者が指定する区域(以下「港湾隣接地域」という。)内において、次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者は、港湾管理者の許可を受けなければならぬ。ただし、公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定による免許を受けた者が免許に係る水域についてこれらの行為をする場合は、この限りでない。

- 一 港湾区域内の水域(政令で定めるその上空及び水底の区域を含む。以下同じ。)又は公共空地(以下「港湾区域内水域等」という。)の占用
- 二 港湾区域内水域等における土砂の採取
- 三 水域施設、外郭施設、係留施設、運河、用水渠きよ又は排水渠の建設又は改良(第一号の占用を伴うものを除く。)
- 四 前各号に掲げるものを除き、港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を与えるおそれのある政令で定める行為

■河川法第24条

河川区域内の土地(河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。以下次条において同じ。)を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

■河川法第26条

河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川の河口附近の海面において河川の流水を貯留し、又は停滞させるための工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者も、同様とする。

▶▶ 海岸法では水域の占用は不要であるが、港湾法、河川法では水域においても占用が必要



> ⑬-1 放置された船舶等の措置

<趣旨>

- 主な条文の内容による「所有者が不明である場合は、即時強制により管理者自ら除去することができること」を目的とし、禁止行為(放置等禁止区域にみだりに船舶等を放置すること)の規定に違反した所有者不明の船舶等について、管理者自ら除去等ができることを規定する。
- 所有者が不明である占用の許可に違反した工作物等においても同様の措置を行う。
- 強制強制(簡易代執行)は、行政代執行法に抵触するおそれがあるため条例で規定することは困難であるが、即時強制を規定することはできる。
- 手続きについては規則で規定する。

<各案件における措置>

対象物	管理上の支障	所有者	処理方法	処理手続				罰則
放置船 (第3条第1項)	有	有	即時強制	警告	移動	保管 (告示・通知)	返却 売却 廃棄	禁止行為違反
		不明	即時強制	警告省略				—
	無	有	対応不可 (行政指導)	—	—	—	—	禁止行為違反
		不明	対応不可	—	—	—	—	—
違法な工作物 (第3・第4条)	有	有	即時強制	警告	移動	保管 (告示・通知)	返却 売却 廃棄	禁止行為違反 占用許可違反
		不明	即時強制	警告省略				—
	無	有	(監督処分)	(命令)	(行政代執行)			占用許可違反
		不明	対応不可	—	—	—	—	—
適法な工作物 (第4条)	有	有	即時強制	警告	移動	保管 (告示・通知)	返却 売却 廃棄	—
		不明	即時強制	警告省略				—
	無	有	(監督処分)	(命令)	(行政代執行)			—
		不明	対応不可	—	—	—	—	—



<条文の内容>

【東京都船舶の係留保管の適正化に関する条例】の構成		【本条例】構成	
		①	一般海域等の管理に支障があるときは知事が移動、売却又は廃棄 【即時強制であることを明らかにする】
①	移動するよう指導・従わないときは警告	②	移動、若しくは除去するよう警告
		③	所有者不明の場合、緊急の時は警告を省略
②	警告に従わないとき又は緊急の時は知事が移動	④	警告に従わないとき、警告を省略したときは知事が移動
③	移動したときは保管・通知	⑤	移動したときは保管・通知又は告示
④	通知から6月しても返還できないときは売却・代金を保管	⑥	公示から3月しても返還できないときは売却・代金を保管 【港湾法・海岸法と同様に3月とする】
⑤	通知から6月しても返還できず評価額が著しく低いときは廃棄	⑦	公示から3月しても返還できず評価額が著しく低いときは廃棄 【港湾法・海岸法と同様に3月とする】
		⑧	売却した代金は、売却に要した費用に充てる 【港湾法・海岸法と同様】
⑥	移動・保管・売却に要した費用は所有者の負担	⑨	移動・保管・売却・公告その他の措置に要した費用は所有者の負担 【港湾法・海岸法と同様】



<条文>

(放置された船舶等の措置)

第13条

知事は、第3条第2項の規定により指定した区域に捨てられ、又は放置された船舶等(以下、「放置船舶等」という。)が、一般海域等の管理に支障が生じ、一般海域等の管理のためにやむを得ないと認めるときは、第3項から第7項までに規定する手続により当該放置船舶等を移動することができる。

2 知事は、前項の放置船舶等について、第3項から第9項までに規定する手続により売却し、又は廃棄することができる。

3 知事は、放置船舶等の所有者に対し、規則で定めるところにより、当該放置船舶等を移動又は除去するよう警告することができる。

4 知事は、前項の規定により警告しようとする場合において、過失がなくて放置船舶等の所有者を確知することができないとき又は緊急の必要があるときは、前項の規定による警告を省略することができる。

5 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、放置船舶等を、その職員に、移動させることができる。

一 第3項の規定による警告を受けた者がその警告に従わないとき。

二 前項の規定により警告を省略したとき。

6 知事は、前項の規定により放置船舶等を移動させたときは、当該放置船舶等を保管しなければならない。

7 知事は、前項の規定により放置船舶等を保管したときは、当該放置船等の所有者に対し当該放置船等を返還するため、規則で定めるところにより、通知又は公告しなければならない。

8 知事は、前項の規定による通知又は公告の日から起算して三月を経過してもなお放置船舶等を返還することができない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該放置船舶等を売却し、その売却した代金を、規則で定めるところにより、保管することができる。

一 規則で定めるところにより評価した放置船舶等の価額に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数を要するとき

二 放置船舶等が滅失し、又は破損するおそれがあるとき

三 前二号で定めるものほか、規則で定めるところにより知事が必要と認めたとき

9 知事は、前項の規定による放置船舶等の売却につき買受人がない場合において、同項に規定する価額が著しく低いときは、規則で定めるところにより、当該放置船舶等を廃棄することができる。

10 第8項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。

11 本条に規定する放置船舶等の移動、保管、売却、公告その他の措置に要した費用は、当該放置船舶等の返還を受けるべき所有者その他第4項に規定する当該措置を警告すべき者の負担とする。



11 条例の内容

(参考)

■東京都船舶の係留保管の適正化に関する条例

(禁止行為)

第九条 何人も、適正化区域内において、船舶を放置してはならない。

2 何人も、適正化区域内の水面(係留保管施設等を除く。)を、係留保管場所として使用してはならない。

(指導及び警告)

第十条 知事は、適正化区域内に放置されている船舶の所有者等に対し、当該船舶を係留保管施設等に移動するよう指導することができる。

2 知事は、前項の規定による指導に従わない所有者等に対し、当該船舶を係留保管施設等に移動するよう警告することができる。

(船舶の移動)

第十一條 知事は、前条第二項の規定による警告を受けた者がその警告に従わないとき、又は緊急の必要があるときは、重点適正化区域内に放置されている船舶を、その職員に、あらかじめ知事が定めた場所に移動させることができる。

2 知事は、前項の規定による移動を行うため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、船舶に立ち入らせることができる。

3 第一項の規定による移動を行わせようとする場合においては、知事が、あらかじめ所有者等に対し、当該移動に係る意見を述べる機会を与えることを妨げない。

(移動した船舶に対する措置)

第十二条 知事は、前条第一項の規定により船舶を移動させたときは、当該船舶を保管しなければならない。

2 知事は、前項の規定により船舶を保管したときは、当該船舶の所有者等に対し、その保管を始めた日時及び保管の場所並びに当該船舶を速やかに引き取るべき旨を東京都規則(以下「規則」という。)で定めるところにより通知し、その他当該船舶をその所有者等に返還するため規則で定める必要な措置を講じなければならない。

3 知事は、前項の規定による通知が所有者等に到達した日から起算して六月を経過してもなお、第一項の規定により保管した船舶を所有者等に返還することができない場合で、次の各号のいずれかに該当するときは、当該船舶を売却し、その代金を保管することができる。

一 規則で定めるところにより評価した当該船舶の価額に比し、その保管に不相当な費用を要するとき。

二 当該船舶が滅失し、又は破損するおそれがあるとき。

4 知事は、前項の規定により船舶を売却しようとするときは、あらかじめ、次条第一項に規定する保管船舶処理委員会の意見を聴かなければならない。

5 知事は、前項の規定により保管船舶処理委員会の意見を聴こうとするときは、あらかじめ、第三項の規定により売却しようとする船舶の所有者等(当該船舶の所有者等が当該船舶の所有者でない場合にあっては、当該船舶の所有者を含む。)に対し、当該船舶を売却し、その売却した代金を保管する旨を規則で定めるところにより通知するとともに、当該売却に係る意見を述べる機会を与えなければならない。

6 知事は、第二項の規定による通知が所有者等に到達した日から起算して六月を経過してもなお、第一項の規定により保管した船舶を所有者等に返還することができない場合で、当該船舶がその本来の用途に供することが困難な状態にあり、かつ、規則で定めるところにより評価した当該船舶の価額が著しく低いときは、当該船舶を廃棄することができる。

7 第四項及び第五項の規定は、前項の規定による船舶の廃棄について準用する。この場合において、第五項中「売却し、その売却した代金を保管する」とあるのは「廃棄する」と読み替えるものとする。

(移動、保管等の費用の負担)

第十四条 第十一条第一項の規定による船舶の移動、第十二条第一項の規定による船舶の保管及び同条第三項の規定による船舶の売却に要した費用は、規則で定めるところにより、当該船舶の所有者等の負担とする。



➤ ⑯ 罰則

<趣旨>

主な条文の内容による「禁止行為に違反した場合、関係法令と同等の罰則に処すること」を目的に規定する。

罰則について、関係法令又は他県条例の規定を参考にするが、他の水域に比べ規定が緩い水域に船舶を移動し放置されることが懸念されるため、一般海域に隣接する区域が極めて多い海岸法の規定を優先的に採用する。

<条文の内容>

下表により罰則を規定する。

	本条例	港湾法	海岸法	漁港法	愛媛県	岡山県	山口県	大阪府	香川県	熊本県
無許可	拘禁1年 50万円	拘禁1年 50万円	拘禁1年 50万円	50万円	10万円	30万円	30万円		30万円	
条件違反	拘禁1年 50万円				10万円	30万円	30万円		30万円	
不正手段による 許可	拘禁1年 50万円				10万円	30万円	30万円			
禁止行為違反	拘禁6月 30万円	拘禁1年 50万円	拘禁6月 30万円	30万円		30万円				
立入検査違反	20万円					20万円	20万円		20万円	
両罰規定	30万円				10万円	30万円	30万円		30万円	
徴収逃れ	徴収金の 5倍				徴収金の 5倍	徴収金の 5倍	徴収金の 5倍	徴収金の 5倍	徴収金の 5倍	徴収金の 5倍



11 条例の内容

<参考>

港湾施設管理条例に比べ重い規定となるが、全国の規定から本条例のみ重い規定ではないため妥当であると考えている。

	三重県	広島県	愛媛県 (伊予市) (今治市)	岡山県	山口県	北海道 (室蘭市)	京都府	大阪府	香川県 (坂出市)	福岡県	熊本県	長崎県 (対馬市)
無許可	5万円	水域不要 5万円	5万円 5万円	5万円	1万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	
禁止行為違反	5万円	5万円	なし 5万円		1万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	
標示違反		5万円 (危険物)		5万円								
さん橋入場券		5万円										
監督処分違反	5万円		なし 5万円		1万円	5万円	5万円 (臨港道路)	5万円	5万円	5万円	5万円	
原状回復		5万円		5万円				5万円				
譲渡禁止違反		5万円		5万円			5万円		5万円 (届出含)			
徴収逃れ		徴収金 の5倍			徴収金 の5倍	徴収金 の5倍	徴収金 の5倍		徴収金 の5倍	徴収金 の5倍	徴収金 の5倍	徴収金 の5倍
不正手段による許可		徴収金 の5倍	5万円									
立入検査違反			なし 5万円			5万円	5万円 (臨港道路)			5万円		
補修・損害賠償違反								5万円				
指定係留場所違反							70				5万円	



<条文>

(罰則)

第15条

次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第4条第1項の規定に違反した者
- 二 第4条第2項の許可に付した条件に違反した者
- 三 詐欺その他不正な手段により第4条第1項の許可を受けた者

第16条

第3条第1項の規定に違反した者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

第17条

第14条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第18条

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務について、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

(過料)

第19条

詐欺その他不正な手段により占用料等の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額(当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。)以下の過料に処する。



➤ ① 目的

<趣旨>

- 一般海域等は、海岸、港湾、漁港に隣接した海域であり、これらの法令と同様の目的とする。
- 海洋基本法の概念である「環境の保全」についても規定する。

<条文の内容>

一般海域等の環境の保全及び適正な利用を図ることを目的とする。

<条文>

(目的)

第1条

この条例は、一般海域等の管理について必要な事項を定めることにより、一般海域等の環境の保全及び適正な利用を図ることを目的とする。

<参考>

■海岸法 第1条

この法律は、津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、もつて国土の保全に資することを目的とする。

■港湾法 第1条

この法律は、交通の発達及び国土の適正な利用と均衡ある発展に資するため、環境の保全に配慮しつつ、港湾の秩序ある整備と適正な運営を図るとともに、航路を開発し、及び保全することを目的とする。

➤ ② 定義

<趣旨>

当条例において、他法令との重複や抜け落ちをなくすため、「一般海域」の定義を明確にする必要がある。

<条文の内容>

1 一般海域とは、次の法令の規定で定められた海域以外の海域

一 漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和25年法律第137号)

二 港湾法(昭和25年法律第218号)

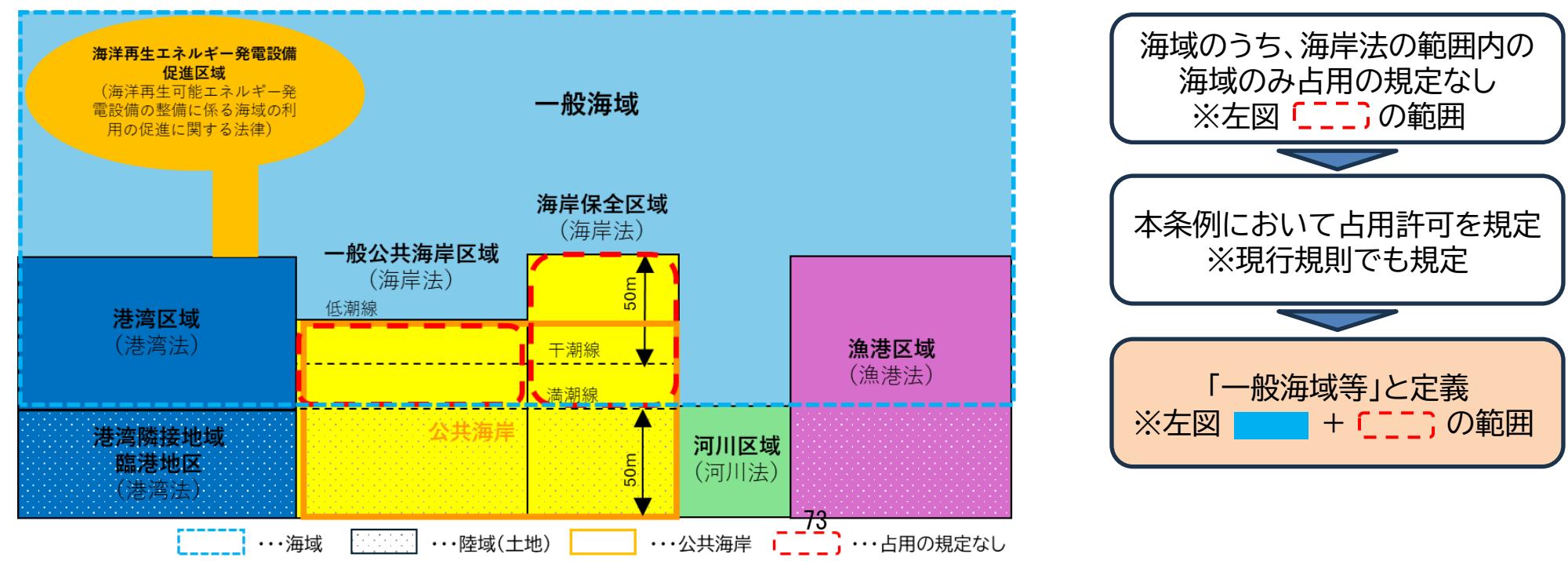
三 海岸法(昭和31年法律第101号)

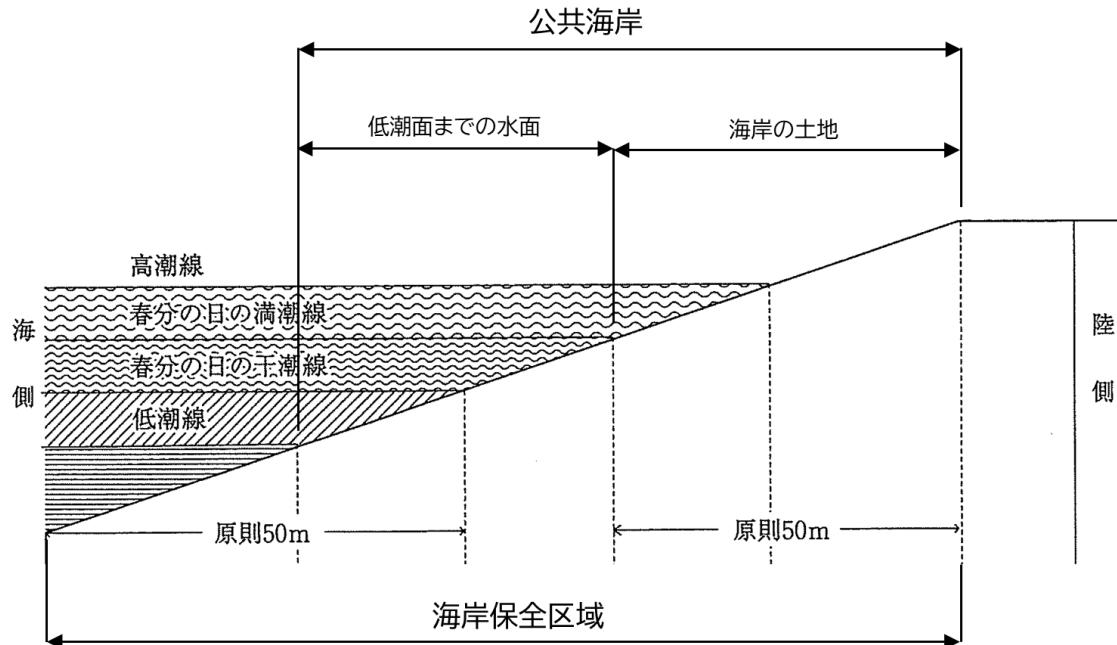
四 河川法(昭和39年法律第167号)

五 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律(平成30年法律第89号)

六 同条第一号から第五号以外の法令の規定により当該海域の管理について特別の定めがなされている海域

2 一般海域等とは、一般海域、海岸保全区域内の水面、一般公共海岸区域内の水面をいう。





<海岸法>(要約)

【第2条(定義)第2項】

「公共海岸」とは、海岸の土地、及び県が指定した低潮面までの水面(低潮線)をいう。

「一般公共海岸区域」とは、公共海岸の区域のうち海岸保全区域以外の区域をいう。

【第3条(海岸保全区域の指定)第3項】

「海岸保全区域」は、陸地においては満潮時の水際線(満潮線)から、水面においては干潮時の水際線(干潮線)からそれぞれ50m以内。

【第7条(海岸保全区域の占用)】

海岸保全区域のうち公共海岸の土地において、施設又は工作物を設けて当該海岸保全区域を占用しようとするときは許可を受けなければならない。

【第37条の4】(一般公共海岸区域の占用)

水面を除く一般公共海岸区域において、施設又は工作物を設けて当該一般公共海岸区域を占用しようとするときは許可を受けなければならない。



<条文>

(定義)

第2条

この条例において「一般海域等」とは、漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和25年法律第137号)、港湾法(昭和25年法律第218号)、海岸法(昭和31年法律第101号)、河川法(昭和39年法律第167号)、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律(平成30年法律第89号)その他の法令の規定により当該海域の管理について、特別の定めがなされている海域以外のもの(以下「一般海域」という。)、海岸保全区域(海岸法第三条の規定により指定される海岸保全区域をいう。)内又は一般公共海岸区域(海岸法第二条第二項の一般公共海岸区域をいう。)内の水面をいう。



➤ ⑤ 適用除外

<趣旨>

占用等の許可について、漁港法、港湾法、海岸法、河川法、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律以外で、別の法令において免許や許可が必要な行為を適用除外として規定する。

他道府県では、11道府県中4県で規定されている。

<条文の内容>

占用等の許可が必要のない行為

- ① 公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)の規定による埋立ての免許又は承認を受けた者が当該免許又は承認を受けて行う行為
- ② 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)の規定による免許又は許可を受けた者が当該免許又は許可を受けて行う行為
- ③ 水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百十三号)の規定による許可を受けた者が当該許可を受けて行う行為
- ④ これらに準ずる行為

<条文>

(適用除外)

第5条

前条第1項の規定は、次に掲げる行為については、適用しない。

- 一 公有水面埋立法(大正10年法律第57号)の規定による埋立ての免許又は承認を受けた者が当該免許又は承認を受けて行う行為
- 二 漁業法(昭和24年法律第267号)の規定による免許又は許可を受けた者が当該免許又は許可を受けて行う行為
- 三 水産資源保護法(昭和26年法律第313号)の規定による許可を受けた者が当該許可を受けて行う行為
- 四 前三号に掲げるもののほか、これに準ずるものとして知事が指定する行為



➤ ⑥ 許可の特例

<趣旨>

海岸法第10条第2項等と同様、国又は地方公共団体が行う行為について、許可に替えて協議することを規定する。他道府県では、11道府県中6府県で規定されている。

<条文の内容>

国又は地方公共団体が工作物の設置等を行うときは、協議をもって占用等の許可に替える。

<条文>

(許可の特例)

第6条

国又は地方公共団体が第4条第1項各号に掲げる行為をしようとするときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ知事に協議することをもって足りる。当該協議した事項を変更しようとする場合も同様とする。

<参考>

■海岸法第10条第2項

国又は地方公共団体(港湾法に規定する港務局を含む。以下同じ。)が第七条第一項の規定による占用又は第八条第一項の規定による行為をしようとするときは、あらかじめ海岸管理者に協議することをもつて足りる。



➤ ⑦ 許可の基準

<趣旨>

占用等の許可について、一般海域等の環境の保全又は適正な利用に著しく支障を与えるおそれがある等の場合において、許可の基準を規定する。

他道府県では、11道府県中6府県で規定されており、これらを参考に規定する。

<条文の内容>

一般海域等の環境の保全又は適正な利用に著しく支障を与えるおそれがある等の場合は許可をしてはならない。

<条文>

(許可の基準)

第7条

知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第4条第1項の許可をしてはならない。

- 一 一般海域等の公共性及び公益性が著しく損なうおそれがあるとき。
- 二 公共施設若しくは公共施設の利用又は公共事業若しくは公共的事業の遂行に支障を与えるおそれがあるとき。
- 三 一般海域等の環境の保全及び災害防止に配慮されていないとき。
- 四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき。
- 五 前各号に掲げるもののほか、一般海域等の環境の保全及び適正な利用に著しく支障を与えるおそれがあるとき。



➤ ⑧ 占用料等

<趣旨>

現在、「三重県法定外公共用財産等使用料等徴収条例」により一般海域の使用料を徴収しているところであるが、より明確にするため、当条例にて規定する。（「三重県法定外公共用財産等使用料等徴収条例」の改正が必要）

他道府県では11道府県すべてで規定されている。

<条文の内容>

- ① 徴収金額の規定
- ② 公益上特に必要があるとき等は占用料等を免除することができる。
- ③ 納付された占用料等は返還しない。
- ④ その他



<条文>

(占用料等)

第8条

知事は、第4条第1項の許可を受けた者から別表第一及び第二に掲げる占用料等を徴収する。ただし、国または地方公共団体の行う行為に係る占用料等については、これを徴収しない。

2 知事は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業に係る占用料等については、これを減額又は免除することができる。

- 一 占用等の許可を受けた者が生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項の被保護者であるとき。
- 二 その他公益上特に必要があると認められるとき。

3 前項に規定する場合のほか知事が特に必要と認めたものに係る占用料等については、これを減額又は免除することができる。

4 前二項の規定により占用料等の減額又は免除を受けようとする者は、知事に減額又は免除の申請をしなければならない。

5 占用料等を納付すべき者は、第1項の占用料等を当該占用料等の額の決定があった日から30日以内に、納入通知書により一括して納付しなければならない。ただし、許可の期間が翌年度以降にわたる場合にあっては、翌年度以降に係る占用料等は、毎年度、当該年度分を4月30日までに納付しなければならない。

6 知事は、前項の規定にかかわらず、別に納期限を定めて分納させることができる。

7 前2項の規定により納付された占用料等は、返還しない。ただし、知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、占用料等を納付した者の申請により、その占用料等の全部又は一部を返還することができる。

- 一 第13条第3項の規定により、占用等の許可を取り消したとき。
- 二 天災その他特別の理由により占用等の許可に係る行為ができなくなったと知事が認めるとき。

8 延滞金については、三重県公債権の徴収に関する条例(昭和39年三重県条例第13号)の定めるところによる。この場合において、占用料等の額の一部につき納付があったときは、その納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の額の計算の基礎となる占用料等の額は、その納付のあった占用料等の額を控除した額とする。

9 延滞金は、その額が百円未満であるときは、徴収しないものとする。



11 条例の内容

別表1

種別	単位	年額使用料	
		市の区域	町の区域
第一種電柱	一本につき	一、二〇〇円	一、一〇〇円
第二種電柱	一本につき	一、八〇〇円	一、七〇〇円
第三種電柱	一本につき	二、五〇〇円	二、三〇〇円
第一種電話柱	一本につき	一、一〇〇円	九七〇円
第二種電話柱	一本につき	一、七〇〇円	一、六〇〇円
第三種電話柱	一本につき	二、四〇〇円	二、二〇〇円
その他柱類	一本につき	八二円	七五円
鉄塔	一平方メートルにつき	一、六〇〇円	一、五〇〇円
架空線	一メートルにつき	一一円	一〇円
排水樋管	一箇所一式につき	二、五八〇円	一、三三〇円
布設線、埋設線、架空管類	外口径〇・一メートル未満	一メートルにつき	五五円
	外口径〇・一メートル以上〇・一五メートル未満	一メートルにつき	八二円
及び埋設管類(架空線及	外口径〇・一五メートル以上〇・ニメートル未満	一メートルにつき	一一〇円
び排水樋管を除く。)	外口径〇・ニメートル以上〇・四メートル未満	一メートルにつき	二二〇円
	外口径〇・四メートル以上一メートル未満	一メートルにつき	五五〇円
	外口径一メートル以上	一メートルにつき	一、一〇〇円
軌条布設	一平方メートルにつき	二六〇円	一四〇円
通路及び通路橋	一平方メートルにつき	二一〇円	一〇〇円
宅地	一平方メートルにつき	五〇〇円	二四〇円
物置場、物干場及び洗場(工作物を設置する場合)	一平方メートルにつき	五〇〇円	二四〇円
物置場、物干場及び洗場(更地のまま使用する場合)	一平方メートルにつき	一六〇円	八〇円
工場敷地	一平方メートルにつき	六三〇円	二六〇円
物揚場	一平方メートルにつき	一四〇円	七〇円
造船場	一平方メートルにつき	二一〇円	一〇〇円
各種作業場	一平方メートルにつき	四三〇円	二一〇円
材木けい留場	一平方メートルにつき	二一〇円	一〇〇円
田畠	一平方メートルにつき	一〇円	一〇円
えん堤類	一平方メートルにつき	八〇円	四〇円
養魚場	一平方メートルにつき	一六〇円	八〇円
かき又はのり養殖場	一平方メートルにつき	一〇円	一〇円
採草放牧地	一平方メートルにつき	五円	五円
水路及び暗渠類 (排水樋管を除く。)	一平方メートルにつき	八〇円	四〇円
桟橋及び渡船場	一平方メートルにつき	一四〇円	七〇円

別表2

種別	単位	収益料
土砂	一立方メートルにつき	二二〇円
砂	一立方メートルにつき	二二〇円
砂利	一立方メートルにつき	二二〇円
かき込み砂利	一立方メートルにつき	二二〇円
栗石及び玉石	径八センチメートル以上二〇センチメートル未満のもの 一立方メートルにつき	二二〇円
	控長二〇センチメートル以上三〇センチメートル未満のもの 一個につき	六六円
野面石	控長三〇センチメートル以上四〇センチメートル未満のもの 一個につき	八八円
	控長四〇センチメートル以上六〇センチメートル未満のもの 一個につき	一五四円
転石 (割石を含む。)	控長六〇センチメートル以上のもの 一立方メートルにつき	二、二〇〇円



<参考>

■三重県法定外公共用財産等使用料等徴収条例

第一条 この条例は、地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)第二十三条第一項の規定に基づき、法定外公共用財産等の管理について県が徴収する道路使用料、河川海岸等使用料又は収益料(以下「使用料等」という。)に関する事項について定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において「法定外公共用財産」とは、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号。以下「法」という。)第三条第二項第二号の公共用財産のうち、国土交通省の所管に属し、かつ県が管理する公共用財産であって、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)、河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)、下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)、海岸法(昭和三十一年法律第百一号)その他の法律の適用又は準用を受けないものをいう。

2 この条例において「法定外道路」とは、法定外公共用財産のうち道路法の適用を受けない道路をいう。

3 この条例において「法定外河川等」とは、法定外公共用財産のうち河川法の適用又は準用を受けない河川、下水道法の適用を受けない下水道その他公共の用に供されているこれらに類するものをいう。

4 この条例において「一般海域等」とは、法定外公共用財産のうち海岸法の適用を受けない海岸、海浜及び海域並びに海岸保全区域(海岸法第三条の規定により指定される海岸保全区域をいう。)内又は一般公共海岸区域(海岸法第二条第二項の一般公共海岸区域をいう。)内の水面をいう。

一部改正〔平成一二年条例八六号〕

(使用料等の徴収)

第三条 知事は、法第十八条第六項の規定による許可(以下「使用等の許可」という。)を受けた者から別表第一から別表第三までに掲げる使用料等を徴収する。ただし、国又は地方公共団体の行う事業に係る使用料等については、これを徴収しない。

一部改正〔平成二四年条例五二号〕

(使用料等の減免)

第四条 知事は、前条本文の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業に係る使用料等については、これを減額又は免除することができる。使用等の許可を受けた者が生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第六条第一項の被保護者である場合の使用料等についても同様とする。

一 漁業

二 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第八条第一項の鉄道施設及び軌道法(大正十年法律第七十六号)第一条第一項の軌道に関する施設に係る事業

三 その他公益上特に必要があると認められる事業

2 前項に規定する場合のほか知事が特に必要と認めたものに係る使用料等については、これを減額又は免除することができる。

3 前二項の規定により使用料等の減額又は免除を受けようとする者は、知事に減額又は免除の申請をしなければならない。

(使用料等の納付方法)

第五条 使用料等を納付すべき者は、第三条の使用料等を当該使用料等の額の決定があった日から三十日以内に、納入通知書により一括して納付しなければならない。ただし、許可の期間が翌年度以降にわたる場合にあっては、翌年度以降に係る使用料等は、毎年度、当該年度分を四月三十日までに納付しなければならない。

2 知事は、前項の規定にかかわらず、使用等の許可に係る道路使用料及び河川海岸等使用料については、別に納期限を定めて分納させることができる。

一部改正〔平成二四年条例五二号〕

(使用料等の返還)

第六条 前条の規定により納付された使用料等は、返還しない。ただし、知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料等を納付した者の申請により、その使用料等の全部又は一部を返還することができる。

一 法第十九条において準用する法第二十四条第一項の規定により、使用等の許可を取り消したとき。

二 天災その他特別の理由により使用等の許可に係る使用又は収益ができなくなったと知事が認めるとき。

(延滞金)

第七条 延滞金については、三重県公債権の徴収に関する条例(昭和三十九年三重県条例第十三号)の定めるところによる。この場合において、使用料等の額の一部につき納付があったときは、その納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の額の計算の基礎となる使用料等の額は、その納付のあった使用料等の額を控除した額とする。

2 延滞金は、その額が百円未満であるときは、徴収しないものとする。



➤ ⑨ 地位の承継

<趣旨>

この規定は、現行の三重県一般海域等管理規則第11条でも規定されており、占用等の許可を受けたものに相続等があった場合にその許可を承継することを規定する。
他道府県では11道府県中5県で規定されている。

<条文の内容>

許可を受けた者について相続等があったときは、相続人等は、許可を受けた者の地位を承継し、知事に届け出なければならない。

<条文>

(地位の承継)

第9条

第4条第1項の許可を受けた者について相続、合併又は分割(当該許可に係る事業の全部を承継させるものに限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業の全部を承継した法人は、許可を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により占用等の許可を受けた者の地位を承継した者は、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

<参考>

■三重県一般海域等管理規則第11条

許可を受けた者について相続、合併又は分割(当該許可に係る事業の全部を承継させるものに限る。)があつたときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業の全部を承継した法人は、許可を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により許可を受けた者の地位を承継した者は、速やかに一般海域等使用(収益)承継届(第六号様式)を知事に提出しなければならない。



➤ ⑩ 権利譲渡等の禁止

<趣旨>

この規定は、現行の三重県一般海域等管理規則第10条でも規定されており、占用等の許可の権利について、許可なく譲渡することを禁止することを規定するものである。

他道府県では11道府県中6道県で規定されている。

<条文の内容>

占用等の許可を受けた者は、承認を受けなければその権利を譲渡してはならない。

<条文>

(権利の譲渡)

第10条

第4条第1項の許可を受けた者は、知事の承認を受けなければその権利を他人に譲渡し、貸与し、又は担保に供してはならない。

<参考>

■三重県一般海域等管理規則第10条

許可を受けた者は、知事の認可を受けなければその権利を譲渡し、貸与し、又は担保に供してはならない。



➤ ⑪ 原状回復義務

<趣旨>

この規定は、現行の一般海域等管理規則第9条でも規定されており、占用等の許可を受け、期間が満了したとき等の場合に、原状に回復し、検査を受けることを規定するものである。

他道府県では11道府県中7道県で規定されている。

<条文の内容>

占用等許可を受けた者は、占用等の期間が満了したときは、一般海域を原状に回復するとともに、知事に届け出をし、検査を受けなければならない。

<条文>

(原状回復義務)

第11条

第4条第1項の許可を受けた者は、占用等の期間が満了し、又は占用等を廃止したときは、遅滞なく、工作物等を除去し、一般海域等を原状に回復するとともに、規則で定めるところにより、知事に届け出し、その検査を受けなければならない。ただし、知事がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

<参考>

■三重県一般海域等管理規則第9条

許可を受けた者は、次の各号のいずれかに掲げる事由が発生したときは、速やかに許可に係る一般海域等を原状に回復するとともに、一般海域等使用(収益)完了(廃止・中止)届(第五号様式)を知事に提出し、建設事務所長の検査を受けなければならない。ただし、原状回復については、知事が原状に回復することが不適当と認めたときは、この限りでない。

- 一 許可が取り消されたとき。
- 二 許可の期間が満了したとき。
- 三 許可に係る使用又は収益を終了し、廃止し、又は中止したとき。



➤ ⑫ 県の職責

所有者がいるときの措置は第13条に含むため規定しない

<趣旨>

主な条文の内容による「所有者がなく事前に廃棄物と特定できた場合、管理者の職責により管理者自ら除去することができること」を目的とし、他の海域と同様に管理者が一般海域を維持することを明確に規定する。

港湾法等では、施設の維持を職責としているが、一般海域においては施設がなく、海域の利用を維持することを職責として規定する。

所有者がいる船舶について、民法第239条第1項の規定により、管理者が所有権を取得し、適切に処分すること等を目的とするものであり、三重県における港湾区域内の所有者がいる放置船においては、港湾法第12条第2項の規定により、廃棄物であることを関係機関に確認のうえ除去を実施している。

他道府県では規定されている事例はない。

<条文の内容>

知事は、一般海域等の良好な利用を維持するように努めなければならない(廃船等の除去等を含む)。

<条文>

(県の職責)

知事は、一般海域等の良好な利用を維持するように努めなければならない。

<参考>

<民法第239条第1項>

所有者のない動産は、所有の意思をもって占有することによって、その所有権を取得する。

<港湾法第12条第2項>

港湾区域及び港務局の管理する港湾施設を良好な状態に維持すること(港湾区域内における漂流物、廃船その他船舶航行に支障をおそれがある物の除去及び港湾区域内の水域の清掃その他の汚染の防除を含む。)。86



➤ ⑬ 監督処分

次回提示

<趣旨>

① 主な条文の内容による「所有者が特定された場合、監督処分により除去を命令することができること」を目的とし、禁止行為(放置等禁止区域にみだりに船舶等を放置すること)の規定に違反した者等に対して、除去等を命ずることができることを規定する。

港湾法等においても同様に規定されており、他道府県では11道府県中10府県で規定されているが、船舶を対象とした条例は1県のみである。

② 主な条文の内容による「所有者が不明で事前に廃棄物と特定できない場合、は簡易代執行により管理者自ら除去することができること」を目的とし、禁止行為(放置等禁止区域にみだりに船舶等を放置すること)の規定に違反した所有者不明の船舶等について、管理者自ら除去等ができることを規定する。(簡易代執行)

港湾法等においても同様に規定されており、他道府県では11道府県中2県で規定されているが、船舶を対象とした条例は1県のみである。

③ その他、無許可行為や不正手段による許可などに対する監督処分を規定する。

他道府県では11道府県中10府県で規定されている。

<条文の内容>

① 禁止行為に違反した者、占用等の許可に違反した者、許可条件に違反した者、不正手段により許可を受けた者に、除去を命ずることができ、許可を取り消し、原状回復等を命ずることができる。

② 所有者不明の場合、管理者が自ら撤去し、保管し、公告し、売却または廃棄することができる。

公益上やむを得ない必要があるときは、許可を取り消し、措置を命ずることができる

<条文>

(監督処分)

第12条

知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、第4条第1項の許可を受けた者に対し、前条第1項又は第2項に規定する処分をし、又は措置を命ずることができる。

一 占用等に係る区域を国又は地方公共団体が使用する必要を生じたとき。

二 前号に掲げる場合のほか、公益上やむを得ない必要があるとき。⁸⁷



<参考>

■港湾法第56条の4

国土交通大臣、都道府県知事又は港湾管理者は、第一号に該当する者(国土交通大臣にあつては同号イ、都道府県知事にあつては同号ロ、港湾管理者にあつては同号ハに掲げる規定に違反した者)又は第二号若しくは第三号に該当する者に対し、工事その他の行為の中止、工作物若しくは船舶その他の物件(以下「工作物等」という。)の改築、移転若しくは撤去、工事その他の行為若しくは工作物等により生じた若しくは生ずべき障害を除去し、若しくは予防するため必要な施設の設置その他の措置をとること又は原状の回復を命ずることができ、第二号又は第三号に該当する者に対し、第一号に掲げる規定によつて与えた許可を取り消し、その効力を停止し、その条件を変更し、又は新たな条件を付することができる。

一 次の規定に違反した者

- イ 第四十三条の八第一項若しくは第二項又は第五十五条の三の五第一項若しくは第二項
- ロ 第五十六条第一項又は第五十六条の二第一項
- ハ 第三十七条第一項又は第三十七条の十一第一項

二 第三十七条第一項、第四十三条の八第二項、第五十五条の三の五第二項又は第五十六条第一項の規定による許可に付した条件に違反した者

三 詐欺その他不正な手段により第三十七条第一項、第四十三条の八第二項、第五十五条の三の五第二項又は第五十六条第一項の規定による許可を受けた者
2 第四十条の二第一項若しくは第四十一条第一項(これらの規定を第五十条の五第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第五十九条第二項において同じ。)又は前項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなくて当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、国土交通大臣、都道府県知事又は港湾管理者は、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくはその委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、国土交通大臣、都道府県知事若しくは港湾管理者又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

3 国土交通大臣、都道府県知事又は港湾管理者は、前項の規定により工作物等を撤去し、又は撤去させたときは、当該工作物等を保管しなければならない。
4 国土交通大臣、都道府県知事又は港湾管理者は、前項の規定により工作物等を保管したときは、当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者(以下「所有者等」という。)に対し当該工作物等を返還するため、国土交通省令で定めるところにより、国土交通省令で定める事項を公示しなければならない。

5 国土交通大臣、都道府県知事又は港湾管理者は、第三項の規定により保管した工作物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は前項の規定による公示の日から起算して三月を経過してもなお当該工作物等を返還することができない場合において、国土交通省令で定めるところにより評価した当該工作物等の価額に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、国土交通省令で定めるところにより、当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管することができる。

6 国土交通大臣、都道府県知事又は港湾管理者は、前項の規定による工作物等の売却につき買受人がない場合において、同項に規定する価額が著しく低いときは、当該工作物等を廃棄することができる。

7 第五項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。

8 第二項から第五項までに規定する撤去、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき所有者等その他第二項に規定する当該措置を命ずべき者の負担とする。

9 第四項の規定による公示の日から起算して六月を経過してもなお第三項の規定により保管した工作物等(第五項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。)を返還することができないときは、当該工作物等の所有権は、国土交通大臣が保管する工作物等にあつては国、都道府県知事が保管する工作物等にあつては当該都道府県知事が統括する都道府県、港湾管理者が保管する工作物等にあつては当該港湾管理者に帰属する。



➤ ⑯ 立入検査等

<趣旨>

必要に応じて状況を確認するため、放置等禁止区域に放置された船舶に立ち入ることができると規定する。
他道府県では、11道府県中4県で規定されている。

<条文の内容>

占用等の許可を受けた者の事業所若しくは放置等禁止区域に放置された船舶等に立ち入ることができる。

<条文>

(立入検査等)

第14条

知事は、この条例の施行に必要な限度において、占用等の行為をした者若しくは第3条第1項に違反した者から一般海域等の管理上必要な報告を徴し、又はその職員に占用等に係る場所、占用等の行為をした者の事務所若しくは事業場若しくは第3条第2項で指定した船舶等(以下この項において「指定船舶等」という。)に立ち入り、占用等若しくは指定船舶等の状況若しくは帳簿、書類その他必要な指定船舶等若しくは工作物等を検査させ、指定船舶等の所有者を確認させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。



➤ ⑯ 規則への委任

<条文>

(規則への委任)

第20条

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。